



# 第2次 赤磐市総合計画

(令和元年度 一部改訂)

赤 磐 市

## 赤磐市市民憲章

平成20年3月7日制定

赤磐市は、豊かな自然と歴史、文化が調和したうるおいあふれる住みよいまちです。わたしたちは、このまちの市民であることに誇りと責任をもち、先人たちが築きあげた郷土と伝統ある文化を守りながら、活力にみちた安全で安心なまちをつくるため、この市民憲章を定めます。

- 1 お互いを尊重し、笑顔が輝くまちにします。
- 1 美しい自然と郷土を愛し、未来に伝えます。
- 1 いのちを大切にし、心とからだを健やかにします。
- 1 いきいきと働き、まちに活力をあたえます。
- 1 生涯を通じて学び、知恵と勇気とやさしさをそなえます。

## 平和都市宣言

平成21年3月6日制定

豊かな自然と明るく平和な暮らしは、私たち人類の共通の願いです。  
しかし、世界の各地では、依然として武力による多くの紛争が繰り返され、世界の平和と安全、人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。  
戦争を経験した我が国は、世界で唯一の被爆国として、戦争や核兵器の恐ろしさと苦しみを深くかみしめ、平和の尊さを世界の人々に強く訴え続けていかなければなりません。  
赤磐市は、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願い、市民とともに希望に満ちた安心して暮らせる社会を築き、かけがえのない自然を未来に引き継いでいくことを誓い、ここに平和都市を宣言します。

## 人権尊重都市宣言

平成26年10月21日制定

私たちは、日本国憲法により、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、健康で豊かに幸せな生活を営むために欠かすことのできない基本的人権が保障されています。  
しかしながら、価値観の多様化や急速な社会情勢等の変化により、新たな人権問題も発生しています。  
人権が尊重される社会の形成をめざして、すべての市民が人権尊重の意識をもちながら、たゆまぬ努力をしていく必要があります。  
よって、ここに基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、一人ひとりがかん人権を尊重することの大切さを認識し、将来にわたり心豊かな潤いあふれる住みよいまちとなるため、赤磐市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

## はじめに

# ―地域と人を次代につなぎ、赤磐市を未来につなぎます―

赤磐市は、岡山市に隣接している交通利便性の良さや穏やかな環境に恵まれていることから、大規模な住宅団地が整備され、市内、とりわけ山陽地域に人口が流入して岡山市のベッドタウンとしての機能を果たしながら発展してきました。

しかし、現在では、大規模な住宅団地の入居住民の高齢化が一気に進行するといった、いわゆるオールドニュータウン問題に直面しています。

また、赤磐市の特徴として、市の中心となる賑わいが生まれる中枢的拠点がなく、都会的な住宅団地の恩恵を受けて人口が増加している地域と、過疎化が深刻で人口が減少している地域が共存しており、各地域が求めるニーズがそれぞれ異なっていることも大きな課題です。

さらに、これまで赤磐市は住宅団地の整備に伴って人口増加が続いてきたため、市内における企業誘致や、第3次産業の振興が活発に行われなかったことから、人口規模に比較して製造品出荷額等が伸び悩んでいることも大きな課題となっています。

一方で、現在のわが国を取り巻く少子高齢化・人口減少といった問題は、赤磐市においても避けておれない課題であり、今後も人口が減少し続けることが推測されています。

この少子高齢化・人口減少問題に対峙して、今後も赤磐市が持続的な発展を遂げていくためには、50年先、100年先を見据えて産業振興による人口増加を主軸にしたまちづくりに取り組まなければなりません。

引き続き、赤磐市を、「暮らしの場」として、「働く場」として、「生活を楽しむ場」として、「子育てをする場」として、今以上に魅力的なまちにしていきます。そして、赤磐市で生まれ育った人にとっては「ふるさと赤磐が心のよりどころ」となり、赤磐市に住んでいる人にとっては「赤磐市が愛着と誇りの持てるまち」となり、赤磐市に住んでいない人にとっては「赤磐市が魅力的なまち」に感じられる、『**住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思われ選ばれるまち・赤磐市**』の実現を目指します。

そのためには、人と人、人と地域の絆が大切にされ、市民、地域、事業者、行政がともに支えあい、協働によるまちづくりが進められることが必要であることから、それぞれが具体的に果たすべきことを共有できる指針として第2次赤磐市総合計画を策定しています。

第2次赤磐市総合計画では、目指すべき赤磐市の実現に向けて取り組むべき方向性が明確になるよう、「**経済・産業に力があり、ひとが集まるまちを創る**」、「**安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る**」、「**多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る**」という3つの重点戦略を設定し、それらを実現するため、9つの戦略プログラムを明記しました。

引き続き、この計画を指針として、すべての赤磐市民が夢を持つことができるよう、市民と行政が力を合わせ、“ひと”を中心としたまちづくりに力を注いでいきます。

令和元年12月

赤磐市長 友實 武則

# 構 成

---

---

## 第1部 序論

第1章 総合計画の概要	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の構成と期間	2
第3節 計画のマネジメント	3
第2章 赤磐市の現状と課題	5
第1節 赤磐市の姿	5
第2節 社会環境の変化・時代の潮流	8
第3節 市民意識	14

## 第2部 まちづくりの理念

第1章 基本理念	18
第2章 将来の赤磐市の姿	18
第3章 将来人口の目標	19

## 第3部 基本構想

まちづくりの重点戦略及び戦略プログラム	22
---------------------	----

## 第4部 基本計画

### 【重点戦略Ⅰ】経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る

【戦略プログラム】企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム	30
【戦略プログラム】商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム	33
【戦略プログラム】強い農業の確立プログラム	36

### 【重点戦略Ⅱ】安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る

【戦略プログラム】安心して家庭を築ける環境創出プログラム	39
【戦略プログラム】安心して出産・子育てができる環境創出プログラム	42
【戦略プログラム】子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム	45

### 【重点戦略Ⅲ】多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

【戦略プログラム】移住・定住が進むまち創出プログラム	48
【戦略プログラム】支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム	52
【戦略プログラム】高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラム	54

---

---

## 第5部 重点戦略の実効力ある施策の推進のために

第1章 基本計画の進め方	58
第1節 情報公開・情報提供・情報共有化	58
第2節 市財政の健全化	58
第3節 行政組織の強化	58
第4節 公共施設等の有効活用と適正化	58
第5節 土地利用構想	58
第6節 まちづくり構想	59
第7節 地方創生の取組	62

## 資料編

第2次赤磐市総合計画(一部改訂)の策定体制	64
第2次赤磐市総合計画(一部改訂)の策定経過	65
赤磐市総合計画策定庁内組織設置要綱	66
赤磐市まちづくり審議会条例	68
赤磐市まちづくり審議会委員名簿	69
諮問書	70
答申書	70

# 第 1 部

---

## 序論

# 第1章 総合計画の概要

## 第1節 計画策定の背景

赤磐市は、平成17年3月7日に旧山陽町、旧赤坂町、旧熊山町及び旧吉井町が合併して誕生しました。

環境問題の深刻化、飛躍的な情報通信技術の発展やグローバル化の進展など、我が国を取り巻く社会経済情勢は常に、そして大きく変化しています。

加えて、少子・高齢化はますます進行し、赤磐市においても平成17年をピークに人口減少に転じています。特に過疎地域では、これらの問題がより深刻になっています。

こうした中、平成23年の地方自治法の改正では、市町村による総合計画策定の義務づけが廃止されたことから、今まで以上にそれぞれの地域特性に根ざした自由な選択と自己責任による新しいまちづくりが求められる等、地方分権の流れはますます進展しています。

併せて「地方創生」という大きな動きにより、2060年に1億人程度の人口を確保する長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、その下で5か年の目標や施策の基本方向及び具体的な施策をまとめた第1期(2015～2019年度)「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成26年(2014年)に策定されました。地方自らが考え、責任をもって戦略を策定・推進し、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが求められました。

そして、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を継続するため、第2期(2020～2024年度)総合戦略を策定し、地方創生の一層の充実・強化に取り組んでいくことが求められています。

このような時代の変化の中では、従来のように行政だけがまちづくりを担うという手法を継続することは困難となっています。真の地方分権と地域の発展を実現するためには、市民が積極的にまちづくりに参画し、市民、事業者、行政等すべての人がそれぞれの役割を担いながら協働して赤磐市の未来を創っていくことが必要不可欠となります。

以上の課題を踏まえ、市全体の運営を図るための総合的かつ計画的な羅針盤が引き続き必要であることから、第2次赤磐市総合計画は策定されています。

## 第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、赤磐市が目指すべき方向性と、計画を実現するための施策を総合的かつ体系的に示すことで、計画的なまちづくりの基本指針にするものです。

この総合計画は、赤磐市が定める他の各種計画や施策の基本となるよう、赤磐市における総合的な振興・発展を目的とした計画として位置付けます。

この総合計画は、基本構想と基本計画、実施計画の3つで構成します。また、それぞれの役割に応じて期間を設定します。

### 1 基本構想

長期的な視点に立って、まちづくりの理念の実現に向けた施策の方向性を示すことによって、赤磐市が総合的かつ計画的にまちづくりを進めるためのビジョンを明確にするものです。

【期間】：まちづくりの方向性を示す普遍的な指針であることから、平成27年度(2015年度)を初年度とし、令和6年度(2024年度)を目標年度とする10年間の長期的な構想とします。

## 2 基本計画

基本構想で定めた方向性を実現するため、各行政分野で取り組むべきことについて示すことにより、行政運営の方針を明確にしたものです。

【期 間】：今後の社会経済環境の変化に対応した施策展開を可能にするため、5年間の計画とし、中間年に見直しを行い、残り5年間の計画(後期基本計画)を策定することとします。

## 3 実施計画

基本計画で示された方針の計画的・効率的な実現のため、財政状況や事業の優先度を考慮の上、主要な事業の年次計画や事業量等を明らかにしたもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

【期 間】：諸情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、3年間の計画とし、事業の実現性を確保するためローリング方式で毎年度見直しを行うことにより、計画の評価、調整等の管理を行います。

### 第3節 計画のマネジメント

厳しい財政状況の下、この総合計画の実現に向けて健全な財政運営を維持しつつ、急激に変動する社会経済環境に的確に対応した取組を行うため、以下のとおりこの総合計画の推進方法、管理方法を定めます。

#### 1 計画の周知・浸透

この総合計画を円滑かつ効果的に推進するためには、広く市民に計画の内容が知れ渡り、まちづくりの目標が赤磐市全体で理解・共有化される必要があります。このため、広報紙やホームページ等、様々な情報提供の機会を通じて市民に総合計画の周知を図っていきます。

#### 2 計画のマネジメントサイクル

この総合計画では、「目標指標を備えた計画の策定(Plan)」、「様々な主体との協働による施策の実行(Do)」、「市民や行政による目標指標の検証・評価(Check)」、「評価結果に基づいた施策の改善(Action)」によるPDCAサイクルを確立し、継続的な業務改善活動による効果的・効率的な行政運営を進めていきます。



### 3 計画の特色と取組方針

#### (1)市民との協働を図る総合計画

- ◇ NPOなど市民活動団体の増加等、協働によるまちづくりの機運が高まっていることから、この総合計画の施策を進めるに当たっては、協働による取組を図っていきます。

#### (2)地域性を考慮した総合計画

- ◇ 地域性を考慮し、地域の強みを活かした効果的なまちづくりを進めていきます。

#### (3)実効性を確保した総合計画

- ◇ 限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、選択と集中により、何に重点を置いてまちづくりを進めていくのかを明確にすることにより、総合計画の実行性を確保します。
- ◇ 総合計画を静的な人口・経済動向を前提とした計画と捉えるのではなく、時間軸の中で社会経済状況が変動することを前提に、対策を段階的・継続的に実施する動的な計画と捉えて施策の推進に当たります。

#### (4)評価の信頼、透明性が確保された総合計画

- ◇ 基本計画に施策の目標指標を設定することにより、客観的な施策の進捗管理や実績評価を行います。
- ◇ 定期的に総合計画の取組に対する市民満足度調査を行うことにより、市民による外部評価を行います。

#### (5)継続的な業務改善が図れる総合計画

- ◇ 評価結果を基本計画や実施計画の見直しに反映させることにより、継続的な業務改善を行います。
- ◇ 行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、実施計画により中期的な見通しを毎年度更新しながら、限られた財源の中でより効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。

## 第2章 赤磐市の現状と課題

赤磐市の現状と取り巻く社会環境の変化を整理し、赤磐市が持つ強みや弱みを明らかにすることで、そこから見えてくる課題や発展可能性を検証し、今後の赤磐市に求められていることを示します。

### 第1節 赤磐市の姿

#### 1 位置・地勢

- ◇ 赤磐市は、岡山県南東の内陸部に位置し、総面積は209.36km<sup>2</sup>を有しています。市の東部には岡山三大河川の一つである吉井川が流れています。
- ◇ 市の北部から東部にかけては、山地や丘陵地が広がり、里山が点在する緑の豊かな地域です。
- ◇ 市の中央部から南部の平野には、その中心を流れる砂川を軸として田園地帯が広がっています。
- ◇ 市南部の市役所周辺や桜が丘地区は、市街化区域に設定され、都市部を形成しています。
- ◇ 県庁所在地の岡山市と隣接しており、赤磐市役所と岡山県庁は約16kmと比較的近い距離に位置しています。その他、和気町、久米南町、美咲町等と隣接しています。
- ◇ 本市は、南海トラフ巨大地震に対しても、地震による被害の危険性が低い地域です。また、内陸部に位置するため、津波による被害の可能性が低い地域です。
- ◇ 周辺の原子力発電所から100km圏外に位置し、発電所の事故による被害の可能性が低い地域です。
- ◇ 岡山市中心部のような比較的大きな商業圏に近いことや、大規模災害による被災の危険性が少ないことも赤磐市が持つ大きな魅力の一つです。引き続き、このような地勢を活かした企業誘致活動、移住・定住の促進、広域連携等を推進していく必要があります。

#### 2 自然・気候

- ◇ 赤磐市は、瀬戸内式気候に属しているため年間を通して降水量の少ない温暖な気候に恵まれ、晴れの日数が全国1位(降水量1mm未満の日数の平年値(昭和56年～平成22年))の岡山県の中でも、台風や集中豪雨等の風水害や積雪の影響が少ない地域です。
- ◇ 雷の発生日数が全国3番目に少ない県であり(昭和56年～平成22年の平年値)、落雷による電気設備への影響可能性が低い地域です。赤磐市では天候に左右されにくい安定した企業活動が可能で。
- ◇ 今後は、自然環境の保全を図りつつ、その利点を活かして、企業誘致等による雇用の創出やPR活動の推進により、更なるひとの交流や移住・定住の促進を図っていくことが必要です。

#### 3 歴史・文化

- ◇ 赤磐市には、両宮山古墳、備前国分寺跡、熊山遺跡等に代表される国指定の史跡や、岩神神社、石上布都魂神社等の由緒ある神社が残され、古くから人々の営みがあったことが伺えます。また、諏訪神社の夏祭り等、地域に残された伝統文化も多く継承されています。中でも両宮山古墳は、平成30年に日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～”の構成文化財として認定されました。赤磐市には、受け継がれてきた歴史と伝統文化が地域に根付いていることから、これらの素晴らしい文化財や文化を後世に伝えていかなければなりません。
- ◇ 史跡や歴史ある建築物等は、保存・復元や周辺の整備、PR活動等のネットワークを構築することにより、観光資源としての価値を高め、新たなひとの交流を生み出す可能性を秘めています。
- ◇ 周辺の自然環境や農林業等との連携による地勢を活かした広域的な周遊観光ルートの形成等、観光資源としての磨き上げについても新たな取組を検討していく必要があります。

## 4 人口・世帯

- ◇ 赤磐市の人口は、平成17年をピークに、平成18年以降は緩やかな減少傾向にあります(住民基本台帳)。
- ◇ 年齢別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向で推移しています。今後もこの傾向は強まり、近い将来後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ってその構成比を高めていくことが予想されます。
- ◇ 人口の減少とは逆に、世帯数が増加していることから、1世帯当たりの世帯員数が減少しています。こうした核家族化の更なる進行により、高齢者のみ世帯の増加が予想されます。
- ◇ 過疎地域に指定されている吉井地域では、他の地域より早く、過疎化・少子高齢化が進行している状況です。
- ◇ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」によると、平成25年3月推計よりも上方修正されてはいるものの、平成27年(2015年)には42,475人いた人口が、令和7年(2025年)には41,584人、令和22年(2040年)には37,985人まで減少することが推計されており、厳しい認識と危機感を持たなければなりません。このような少子高齢化を伴う人口減少は、市が今後、持続的な発展を目指す上での根本かつ最も重要な課題であることから、引き続き人口減少問題への対応を検討していきます。

## 5 土地利用

- ◇ 市南部の都市計画区域では、市役所周辺部及び桜が丘地区が市街化区域に指定されていることから、市街化区域周辺に公共施設や商業施設が集中しています。
- ◇ 市街化区域には、市の人口の約56%が居住していますが、その人口に比して中心市街地の規模・機能は小さく、また、市街地が砂川で分断されているため、一体感のある市街地が醸成されにくい状況にあります。
- ◇ 市街化区域の一部には、商業・工業・住宅用地が混在しているところもあります。
- ◇ 赤坂、熊山や吉井地域では、一定の範囲内に公共施設を始め、必要最低限の生活利便施設が確保されているものの、一部地域では、人口減少等の影響から生活利便施設の開発があまり進まず、山地や農地も高齢化や担い手不足等により、荒廃が進んでいるところが見られます。
- ◇ 必要な都市機能を明確にしなが、地域の活性化等の観点から、計画的な土地利用を進めていく必要があります。

## 6 住環境

- ◇ 1970年代初頭(昭和40年代後半)以降、旧山陽町や旧熊山町で大型住宅団地の整備が進んだことにより、移住・定住者の受入れに適した住環境が整っています。
- ◇ 一部大型住宅団地では、同一時期に入居が進んだことにより、高齢化が加速しており、高齢者の包括的ケア体制の整備や、住み替えによる世代の若返り施策の推進などの住宅団地の再編を進め、多世代が交流する持続的な住環境を確保する必要があります。
- ◇ 古くからの市街地では、緊急車両が通行できない狭あい道路が存在しており、救急医療や災害時の救助・復旧活動に支障をきたす懸念があります。市街化区域の宅地化を阻害している一因でもあるため、現在解消に向けて狭あい道路の拡幅が進められています。
- ◇ 市内の公営住宅は入居率が高い状況にありますが、老朽化が進んでいます。厳しい財政状況も踏まえながら民間供給とのバランスを考慮した上で、公営住宅の維持・更新のあり方を検討することが必要です。

## 7 交通・流通

- ◇ 市内の道路交通網は、一般国道と主要地方道で骨格が形成されています。また、山陽自動車道山陽インターチェンジが市の南部にあるほか、県東部地方の南北を結ぶ地域高規格道路美作岡山道路が一部開通しており、熊山地域と吉井地域にインターチェンジが開設されています。
- ◇ 赤磐市は、道路交通網による広域交通において利便性が高く、県内はもとより中四国、近畿圏との物流や交流において成長発展が期待できる環境にあります。このことは、企業立地、交流人口の拡大、移住定住の促進の面で「強み」となることから、適切な道路交通網の活用と整備が必要です。
- ◇ 公共交通機関は、熊山地域にJR山陽本線熊山駅があるほか、市内の主要な道路ではバス路線による公共交通網が形成されています。しかし、市民の通勤・通学時における交通手段は自家用車が約8割を占める等、公共交通機関の利用者減少により、民間路線バスの維持は、厳しい状況となっています。
- ◇ 利用者の減少や人口減による税収減の中、利便性を確保しながらも公共交通体系の効果的・効率的な運営を行うために、市民・交通事業者・行政が協働して公共交通の課題に取り組むための「赤磐市地域公共交通網形成計画」が策定され、持続可能な公共交通の仕組みづくりが行われています。

## 8 産業

- ◇ 赤磐市では、水稻、ぶどう、桃、黄ニラ等、豊かな自然を活用して全国的にも名を知られたブランド力の高い農産物の生産が行われています。特に、朝日米、雄町米、マスカット、清水白桃、黄ニラの生産量は、全国1位のシェアを誇る岡山県の中にあって、すべて県内上位3位に入っており、農業はまさに赤磐市の基幹産業といえます。
- ◇ 農業全体で見ると、農家数、農家人口、経営耕地面積がいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に市北部では、過疎化等の影響により耕作放棄地の増加割合が高くなっています。
- ◇ 農業の活性化により耕作放棄地の解消を図っていく必要がありますが、地産地消を推進し、地域の安全・安心な農産物を販売していく好機であるため、新たな担い手の確保と経営支援体制の充実等による持続可能な農業の確立に向けた取組を推進することが必要です。
- ◇ 現在、市内の工業団地の利用率は9割を超えており、地域の雇用と活性化に寄与しています。
- ◇ 地域に形成された産業基盤をベースにした産業振興を基本路線として、気候や広域交通において利便性の高い強みを活かしつつ、社会経済需要や企業の立地ニーズに対応した新たな用地の確保と誘致、既存産業の活性化についても、戦略的に検討していくことが必要です。
- ◇ 市内の消費は減少傾向にあります。通勤・通学の移動状況や市民一人当たりと県民一人当たりの小売商品販売額の比較等から、市民の消費活動は岡山市等の近隣都市で展開されていることが推測されます。
- ◇ 市内におけるサービス産業の付加価値向上等により、交流人口の増加と地域の活性化を図り、市内消費の増加につなげていく必要があります。

## 9 医療・福祉

- ◇ 赤磐市では、赤磐医師会病院(医療指定:救急告示病院ほか。施設指定:地域医療支援病院、岡山県へき地医療拠点病院ほか。)を中核に27か所の民間診療所(平成31年3月31日現在)と3か所の国民健康保険診療所が地域の医療を支えています。また、赤磐医師会の協力を得て、休日当番医制を導入するとともに、近隣市町と協力して岡山県南東部圏域二次救急体制を整備し、周産期・小児医療、災害・救急医療を含む地域医療体制を確保しています。
- ◇ 近年は、医師の都市偏在や地域医療ニーズの多様化等により、地域医療体制の維持に影響が現れています。
- ◇ 医師及び医療従事者の確保に努めるとともに、ICT(※1)の利活用等により広域的・専門的な医療連携を図り、地域医療体制を維持していくことが求められています。
- ◇ 保健・福祉の分野では、保健センターを中心に、より市民の健康の保持・増進を図る保健活動が展開されているほか、福祉・介護や社会保障が必要な人に対しては、地域包括支援センター等による相談支援により必要な介護・支援が提供されています。また、子育ての不安や悩み、障がいに関する悩みを総合的に相談できる窓口(リンクステーション)を開設し、きめ細やかな相談支援体制を整えています。
- ◇ 高齢化社会の進行により、今後は更に要介護認定者や介護サービス利用者の増加が見込まれます。
- ◇ 高齢者の生きがいづくりを目的に、アクティブシニアが健康時から介護・医療が必要となる時期まで、就労、生涯学習や社会活動等の社会参加が図られ、同時に介護予防等の継続的なケアや生活支援サービス等を受けることのできる、包括的なケア体制の確立を推進していく必要があります。

## 第2節 社会環境の変化・時代の潮流

### 1 少子高齢社会の進行と人口減少社会の到来

- ◇ 日本の合計特殊出生率は、1970年代後半(昭和50年)以降急速に低下し、人口置換水準(人口が長期的に維持される水準)を下回る状態が約40年間続いています。そのような状況下でも、戦後の第1次及び第2次ベビーブーム世代という人口の塊があったために、出生数は大きく低下せず、また平均寿命が延びて死亡数の増加が抑制されたことにより、日本の総人口は長らく増加を続けてきました。
- ◇ 日本の総人口は、平成20年(2008年)をピークに減少局面に入ったとされています。加えて、日本の高齢化率は今後も上昇を続け、令和7年(2025年)には30%に達すると予測されています。また、東京一極集中も継続し、平成30年(2018年)には、全人口の3割が集中しています。
- ◇ 赤磐市においても、長らく自然減を社会増で補うことにより、人口は増加傾向で推移してきましたが、平成17年には自然減が社会増を上回り、平成18年以降、人口は減少傾向で推移しています。
- ◇ 人口規模は、まさに市政の根幹をなすものです。高齢化に伴う人口減少は、総人口の減少を上回る労働力人口の減少を生じさせているため、消費市場の縮小・経済規模の縮小による深刻な地域経済活力の減退、文化活動や地域のコミュニティの衰退等、生活水準の低下を招きます。そして、このことが更なる人口流出を引き起こすことにより悪循環の連鎖(負のスパイラル)に陥る可能性が高く、最終的には赤磐市の存続可能性すら危うくなります。

※1 ICT(Information and Communication Technologyの略)…情報・通信に関する技術の総称

- ◇ 行政運営コストの観点からみると、税収の減少、医療や年金といった社会保障費の増大、需給バランスに見合わない道路・下水道・市有施設等の公共資本ストックの維持・更新費用の増大等により、財政の圧迫を招き、結果、本来はまちの発展のために実施すべき財政支出が困難になることで、ますます地域の活力が衰退していきます。
- ◇ 高齢者の増加、特に高度成長期以降大型住宅団地に移り住んだ生業や家業を持たない団塊の世代の中には、定年退職後に地域との関わりが希薄になり、生きがいを失い孤立してしまうという可能性も懸念されます。その一方で、高齢者は、豊富な経験と知識を活かして就労や社会貢献を行い、アクティブシニアとして地域を支える世代になることが期待されています。
- ◇ 少子化、高齢化と人口減少が同時に進む社会では、これまでのような成長と拡大を前提とした時代とは異なる視点の政策が求められます。歴史、文化、自然環境、土地、都市機能等既存の資源を最大限に利活用しながら、若者と高齢者がいつまでも暮らしていける地域を創ることを目的に、出産・子育て環境の充実、高齢者の社会参加支援のほか、交流や質を重視した産業振興、移住・定住の促進、地域の事情に合わせた福祉の充実等、人の生活に焦点を当てた政策に取り組んでいくことが必要です。

## 2 子どもを取り巻く環境の変化と教育問題の顕在化

- ◇ 子育て世帯を取り巻く環境は、核家族化と少子化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、就労・雇用形態の多様化、情報通信技術の発展等大きく変化しています。
- ◇ 現在、日本では親の育児不安や児童虐待、子どもの食生活の乱れ、体力の低下、いじめ、不登校、ひきこもり問題、犯罪の低年齢化、子どもを狙った犯罪の増加等、多くの問題が表面化しています。
- ◇ 赤磐市においても、小学校や中学校に通う子どもの学力向上が喫緊の課題であるほか、問題行動や不登校等の課題も残されています。こうした状況を背景に、子どもの健やかな成長のために福祉、保健、地域づくり等、市政全般にわたって少子化対策や子育て世帯に対する支援を進めていく幅広い体制の構築が求められており、学校教育の現場では、確かな学力、豊かな心と健やかな体のバランスの取れた、生きる力をより一層育むことを目指した教育が求められています。
- ◇ 本市では、学力向上に向けた学習環境の整備のほか、不登校・いじめ問題への対応、就学前教育の充実や特別支援教育の推進等、様々な取組が進められています。さらに、家庭、地域、学校、行政、企業、団体等、子育てに関係するすべての人が連携し、子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進することが求められています。

### 3 都市構造と社会構造の変化

- ◇ 日本の都市部では、戦後の産業構造の変化の時代に、農山村地域からの人口流入の受皿として、市街地の拡大と郊外部の開発が進みました。また、人口圧力の比較的小さい地方都市においても、モータリゼーションの進展により、都市中心部と遜色ない都市的サービスが受けられるエリアが拡大したことから、地価の安い郊外部での住宅建設が進みました。
- ◇ 赤磐市では、1970年代以降、岡山市圏域への通勤に適した立地条件を背景に旧山陽町や旧熊山町で大型住宅団地の整備が進んだ結果、現在、都市計画区域には市内の約71%の人口が集中していますが、残る人口は、ある程度都市機能が集積している旧赤坂町、旧熊山町、旧吉井町の中心部やその周辺に集中し、地域拠点を形成しています。このことが少子高齢化を伴う人口減少や過疎化の進行に起因する市場経済と相まって、既に一部の地域では、一定の人口密度によって支えられてきた生活サービス機能(生活利便性施設、商業施設、公共交通、医療・介護、福祉、教育、物流等)の提供に、支障が出始めているところもあり、このままでは、これらの生活サービス機能を維持することができなくなることが見込まれます。
- ◇ 東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れをつくるため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に向けて、地域との関わりを求める都市住民等と地域ニーズのマッチング支援等を行う必要があります。
- ◇ 人口が減少していくことが見込まれる地域においても、これらの生活サービス機能を確保し、持続可能な生活圏を維持していくためには、地域又は地域同士が多世代交流により、支え合うことが求められます。市内において地理的条件の差異や法的制約がある中で、基幹となる各地域に適切な都市機能・生活サービス機能などをコンパクトに集約させつつ、公共交通網の再構築を始めとする周辺地域とのネットワークを形成し、各地域における都市機能の整合性や相乗効果を考慮しつつ、お互いが不足する機能を補完し合うことで、各地域が持続的に共存・共栄できるまちづくりを総合的に検討していく必要があります。

### 4 経済・産業・雇用情勢の変化

- ◇ 社会保障と税の一体改革が進められる中、労働人口の減少による税収不足や高齢化社会の進行にともなう社会保障費の増大、工場の海外移転による産業の空洞化等、国及び地方の経済の先行きと財政状況は依然として厳しい状況にあります。このような中、日本では製造業等を中心とした産業だけではなく、知的な創造が付加価値を生む産業への進出が進んでいます。
- ◇ 日本の産業構造が転換していく中で、雇用ニーズも大きく変化しており、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための「働き方改革」が進められ、きめ細やかな雇用対策が求められています。
- ◇ 年代別の労働時間をみると、子育て世代の週60時間以上労働の割合は他の年齢階級のそれを上回っており、少子化の傾向にも影響を及ぼしていると考えられます。
- ◇ 産業構造や雇用形態の変化が進む中で、赤磐市が自立的な地域経済と雇用の確保を形成していくためには、地域に形成された産業基盤をベースにした産業振興を基本路線として、企業の積極的な誘致と地域産業の活性化により付加価値の高い産業の創出を図ることで、質の高い安定した雇用を生み出すとともに、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った働きやすい環境づくりを、企業に働きかける必要があります。

## 5 価値観やライフスタイルの多様化

- ◇ 社会の成熟化を背景に、人の価値観は多様化し、自らがそれぞれの生活様式に応じてものやサービスを選択して、余暇活動や学習活動にいそむなど、ライフスタイルの多様化が進み、生活の質の向上が図られてきました。このことは、一方で地域コミュニティ等の社会的なつながりの希薄化を招きましたが、災害の経験等を契機として今また、地域コミュニティ等のきずなの大切さが、改めて注目されています。
- ◇ 市民の生活の質の向上が図られて潤いのある生活が送れるよう、生涯学習、スポーツ、芸術、文化活動、交流活動等、自己発見や自己実現の場を選択できるまちづくりを進め、子どもから高齢者、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず、多様な人々が地域の社会活動に参加できる環境を創っていく必要があります。

## 6 安全・安心なまちづくりへの要求の高まり

- ◇ 平成23年の東日本大震災は広域的に甚大な被害をもたらしました。この震災を契機に国民の防災意識は高まりを見せており、赤磐市においても、近い将来発生するといわれている東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震による被害が予想されることから、地震を想定した災害対策の充実・強化が必要です。
- ◇ 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)では、岡山県でも甚大な被害があり、赤磐市でも住宅被害や土砂災害などがありました。今まで以上に水害に向けた対策の強化を行う必要があります。
- ◇ 日本の刑法犯の認知件数は、平成17年から減少傾向ですが、詐欺の認知件数は、平成24年から増加傾向を示しています。犯罪の低年齢化、振り込め詐欺等の巧妙な詐欺犯罪、情報通信ネットワークの発展に伴うサイバー犯罪やインターネットを発端にしたトラブルは増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。その他、食品の安全性に関する問題、家庭内暴力、高齢者や幼児への虐待、交通事故等、市民の生活を脅かす要因は数多くあります。
- ◇ これらの不安に対して、市民の安全に対する意識は高いものになっており、すべての市民が安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境の整備が求められています。

## 7 持続可能な環境共生・循環型社会への移行

- ◇ 20世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、同時に温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や大量生産・大量消費による地球資源の枯渇等の地球環境問題を生み出しました。
- ◇ 地球環境問題は、国際的な課題であると同時に市民の日常生活や事業者の活動等とも深く関わっていることから、地域レベルでの取組の強化も一層重要なものとなっています。
- ◇ 再生可能エネルギーの活用等により、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことが、防災やエネルギーセキュリティの面からも重要な課題となっています。
- ◇ 行政のみならず、市民や事業者も身近な暮らしや活動の中で地球規模での環境問題を捉え、一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や、3Rの推進による「循環型社会」の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 自動車交通需要の抑制、環境にやさしい公共交通システムの構築等、環境負荷の低減に配慮した都市構造への推進を図ることにより、恵み豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会(スマートコミュニティ)を形成することが求められます。
- ◇ 令和12年(2030年)を期限とした、国際社会全体の持続可能な開発目標(SDGs)<sup>(※2)</sup>で目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、17の目標を政策に反映し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

※2 持続可能な開発目標(SDGs Sustainable Development Goalsの略)…2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標



## 8 高度情報化の進展

- ◇ 情報通信技術をはじめとする未来技術は、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、その魅力を高め、それが人を呼ぶ好循環を生み出す起爆剤になることから、今後の地方創生に積極的に活用していくことが求められます。こうした高度情報化の進展は、生活をより快適で豊かなものにし、地域社会が抱える様々な課題を解決する手段として期待できるため、学校教育等の行政サービス向上のために5G、光ファイバー等の次世代情報通信インフラを効果的に活用するほか、産業振興や医療・福祉、日常生活の利便性向上の面でICTを利用して新たなコミュニケーションやサービスを生み出し、地域の活性化につなげることが必要です。
- ◇ インターネットを利用したプライバシーの侵害、機密情報の流出や犯罪の増加、また、子ども間のいじめの問題も生じており、高度情報化社会に対応した情報リテラシー教育に取り組むことも必要となっています。

## 9 グローバル化の進展

- ◇ 世界経済のグローバル化の進展に伴うアジア諸国の急成長を背景に、日本では産業の国際分業化が進み、製造業を中心とした国内産業の空洞化が懸念されています。一方で、国境を越えた人的交流はますます活発になり、企業間やビジネスにおける交流のみならず、個人レベルでの国際的な交流機会が増えています。このような中、地域の企業が成長を図るためには、グローバル化への的確な対応力と競合に対する独自の優位性を獲得し、向上させていくことが不可欠となっています。加えて、東アジアの経済発展に伴う高付加価値農作物の需要拡大等、地域産業としての農業の位置付けは、ますます重要性を増しています。
- ◇ 新たに外国人の在留資格の創設を踏まえて、多くの外国人が赤磐市で安心して暮らし、働くことができる環境を創るために、市民一人ひとりが正しい人権意識とグローバルな視野を持ち、受入支援や共生の支援を行っていく必要があります。

## 10 地方分権社会と協働による自立性の高いまちづくりへの流れ

- ◇ 平成12年に施行された地方分権一括法を契機に国と地方公共団体の関係が見直され、その後の国の構造改革や三位一体改革、地方の行財政改革等により地方分権の流れが推進されてきました。そして、平成20年、21年には地方分権改革推進委員会により、地方政府の実現に向けた義務付けの見直しや自治財政権の強化等、4次にわたる勧告が行われたことにより、地方分権は新たな段階に差し掛かっており、地方自治体が担う役割は、一層重要なものになってきています。
- ◇ 市町村においては、住民に最も身近な自治体として、多様化・高度化する行政ニーズに対して、自主・自立を基本に、自らの判断と責任のもと各々の創意工夫によって、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが求められています。

- ◇ 最近では、コミュニティ組織、非営利団体・法人や民間企業等の多様な事業主体が地域課題を事業活動的な手法を用いながら解決を図る等、その存在感が増しており、重要な役割を担っています。このような多様な事業主体と行政が適切な役割分担の下に、互いに尊重、連携・協力して地域課題の解決に向けて行動する協働を推進していき、市民自ら住む地域のことを考え、行動し、決定していく住民自治による活力に満ちた地域の形成を図っていく必要があります。そのためには、情報の共有化や気軽に参画できる機会の提供等、協働を推進する環境づくりにこれまで以上に力を注ぐとともに、地方分権改革の更なる進展を視野に入れながら、ますます高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことで、真の地方分権社会の実現を目指していくことが求められます。
- ◇ 多様化する行政ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上を効率的に進めていくためには、地域の中や市内で充足できないものは周辺市町の資源を利活用して充足させるといった、住民の生活圏の拡大を考慮した広域的な連携を図っていくことも検討する必要があります。

## 11 行財政改革

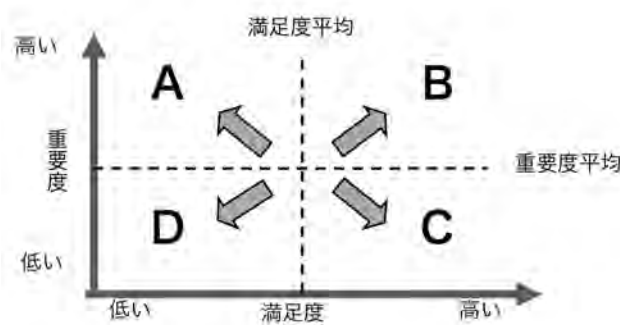
- ◇ 赤磐市では、これまでも行政改革、財政健全化を積極的に進めてきましたが、平成27年度からの普通交付税の段階的な縮減、令和2年度に控えた普通交付税の一本算定を見据えると、財政的制約はますます厳しくなることが予想されます。
- ◇ 今後は、さらに少子高齢化、人口減少による税収減と、生活保護費を始めとする社会保障費や老朽化した都市機能の維持・更新費用の増大が見込まれます。
- ◇ 本市が、持続可能な自治体となるためには、人口増加に寄与する施策への整理統合、効率的な行政組織への見直し、公有財産の有効な利活用や適正化による見直しを検討するなど、収支均衡が図られた財政構造を構築することが必要です。

### 第3節 市民意識

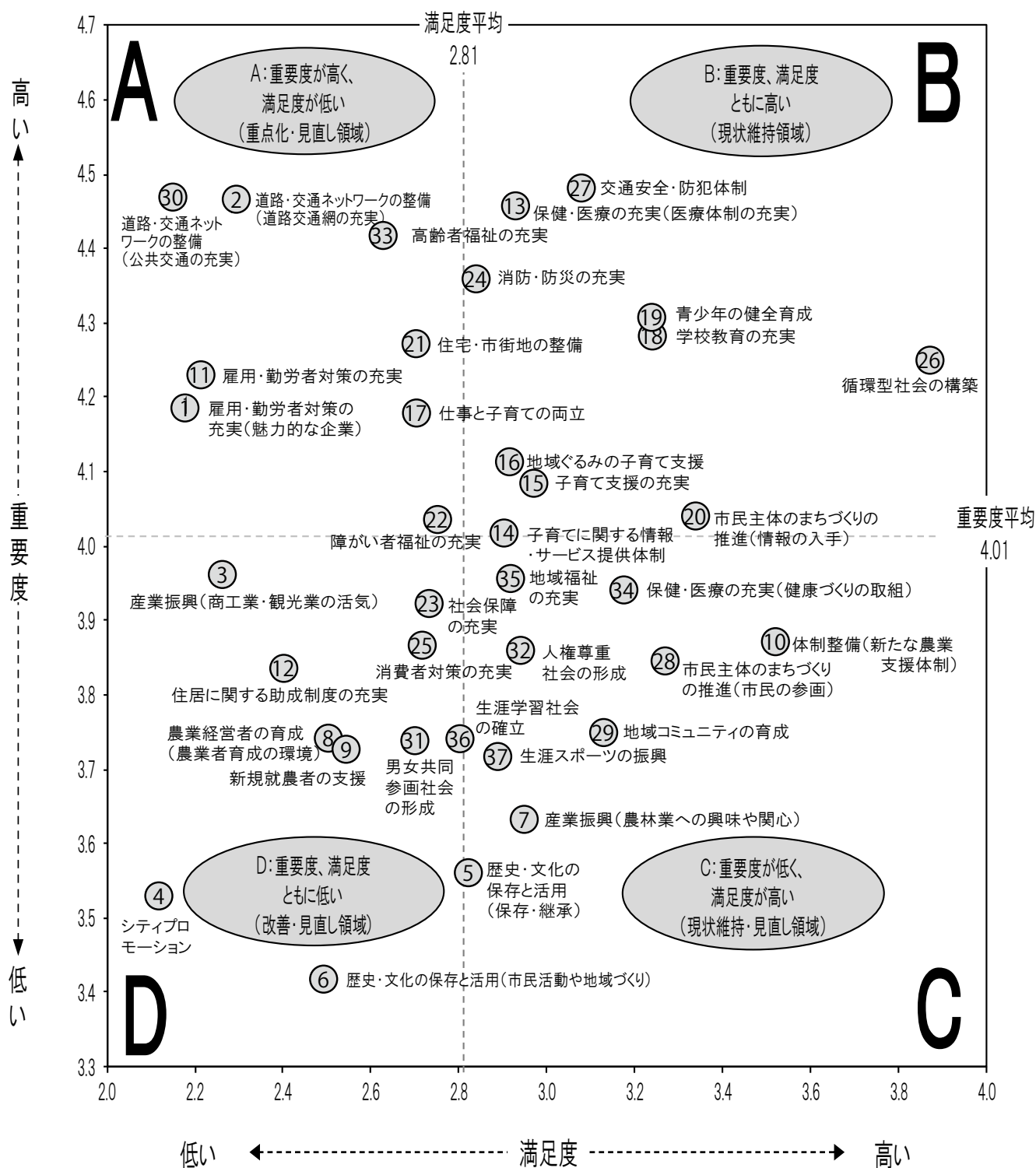
総合計画の信頼、透明性を確保するために、定期的に総合計画の取組に対する市民アンケートを実施しています。ここでは、平成30年度に実施したアンケート調査の結果を掲載します。

#### 【総合計画の施策の満足度と重要度】

- ◇ 満足度と重要度それぞれの加重平均値を基に、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、37の取組を散布図上に示したものが相関図です。



- ◇ 縦軸に重要度、横軸に満足度をとった相関図では、満足度と重要度をマトリクス上に示すことで、各取組の位置付けを整理します。満足度と重要度の各々の平均を示す点から左上(A)、右上(B)、右下(C)、左下(D)の4方向に進むに従い、以下のような傾向を示しています。
- ◇ **A 重要度が高く、満足度が低い**  
 「1.雇用・勤労者対策の充実(魅力的な企業)」「2.道路・交通ネットワークの整備(道路交通網の充実)」「11.雇用・勤労者対策の充実」「17.仕事と子育ての両立」「21.住宅・市街地の整備」「22.障がい者福祉の充実」「30.道路・交通ネットワークの整備(公共交通の充実)」「33.高齢者福祉の充実」が該当します。
- ◇ **B 重要度、満足度ともに高い**  
 「13.保健・医療の充実(医療体制の充実)」「14.子育てに関する情報・サービス提供体制」「15.子育て支援の充実」「16.地域ぐるみの子育て支援」「18.学校教育の充実」「19.青少年の健全育成」「20.市民主体のまちづくりの推進(情報の入手)」「24.消防・防災の充実」「26.循環型社会の構築」「27.交通安全・防犯体制」が該当します。
- ◇ **C 重要度が低く、満足度が高い**  
 「5.歴史・文化の保存と活用(保存・継承)」「7.産業振興(農林業への興味や関心)」「10.体制整備(新たな農業支援体制)」「28.市民主体のまちづくりの推進(市民の参画)」「29.地域コミュニティの育成」「32.人権尊重社会の形成」「34.保健・医療の充実(健康づくりの取組)」「35.地域福祉の充実」「37.生涯スポーツの振興」が該当します。
- ◇ **D 重要度、満足度ともに低い**  
 「3.産業振興(商工業・観光業の活気)」「4.シティプロモーション」「6.歴史・文化の保存と活用(市民活動や地域づくり)」「8.農業経営者の育成(農業者育成の環境)」「9.新規就農者の支援」「12.住居に関する助成制度の充実」「23.社会保障の充実」「25.消費者対策の充実」「31.男女共同参画社会の形成」「36.生涯学習社会の確立」が該当します。



## 第2部

---

# まちづくりの理念

## 第1章 基本理念

赤磐市を市内外の人から「住みたい」、「住んでみたい」と思われるまちにするため、この総合計画によるまちづくりを進めていく上で、あらゆる分野において常に基本となる共通の基本理念を次のとおり定めます。

赤磐市は、この基本理念を念頭に置き、継続性を持ってまちづくりを進めていきます。

### つながり

市民と行政が一体となって地域を築いていくことで、地域への愛着や誇りを持てる、市民が主役のまちを目指します。

### うるおい

恵まれた自然を活かすとともに、地域文化を守り地域を支える人を大切に、こころ豊かで潤いのあるまちを目指します。

### にぎわい

地域を支える産業の振興や地域資源を活かした観光振興等により、活力と賑わいのあるまちを目指します。

### あんしん

住環境をさらに高め、安全・安心に暮らせる快適なまちを目指します。

## 第2章 将来の赤磐市の姿

### 人“いきいき”まち“きらり”活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市

このキャッチフレーズは、基本理念を踏まえて、赤磐市が目指す将来のまちの姿を表したものです。

まちづくりは、市民、地域、事業者、行政等すべての人が信頼関係により結ばれた強いきずなの下、共に考え、手を取り、行動していくことが必要です。

赤磐市は、この将来の赤磐市の姿を実現していくため、地域特性や資源等の優位性を活かした取り組みを進めていきます。

### 【人“いきいき”まち“きらり”】

人と人、人と地域、地域と地域等、多様なきずなや結びつきが原動力となって、市民の参画と協働によるまちづくりが推進され、人もまちも輝いて魅力が向上しています。

## 【活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市】

一人ひとりが健康で、生きがいを持って安心して快適に暮らしています。高まったまちの魅力により、赤磐市に「また訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる人が増え、まちに人が集まり、地域が活性化しています。

## 第3章 将来人口の目標

人口動態の予測ほど確実な将来予測はないといわれています。このままでは、赤磐市が少子高齢化を伴う人口減少によるさまざまな問題に直面することは避けられません。

少子高齢化・人口減少の進行は日々の生活では実感しづらいため、対策が先送りになりかねません。手遅れとならないよう、できることを今から着実に実施していくことが必要です。

赤磐市では、推計されている人口減少を食い止め、人口を維持・伸長させていくための取組の指針として、将来人口の目標を設定します。

この目標に対する取組は、第2次赤磐市総合計画の期間中のみならず、より長期間を見据えて赤磐市が全体で取り組むべき最も重要なものとしします。

第2次赤磐市総合計画では、この目標を念頭に置いて、以下の視点から各種施策の検討を進めていきます。

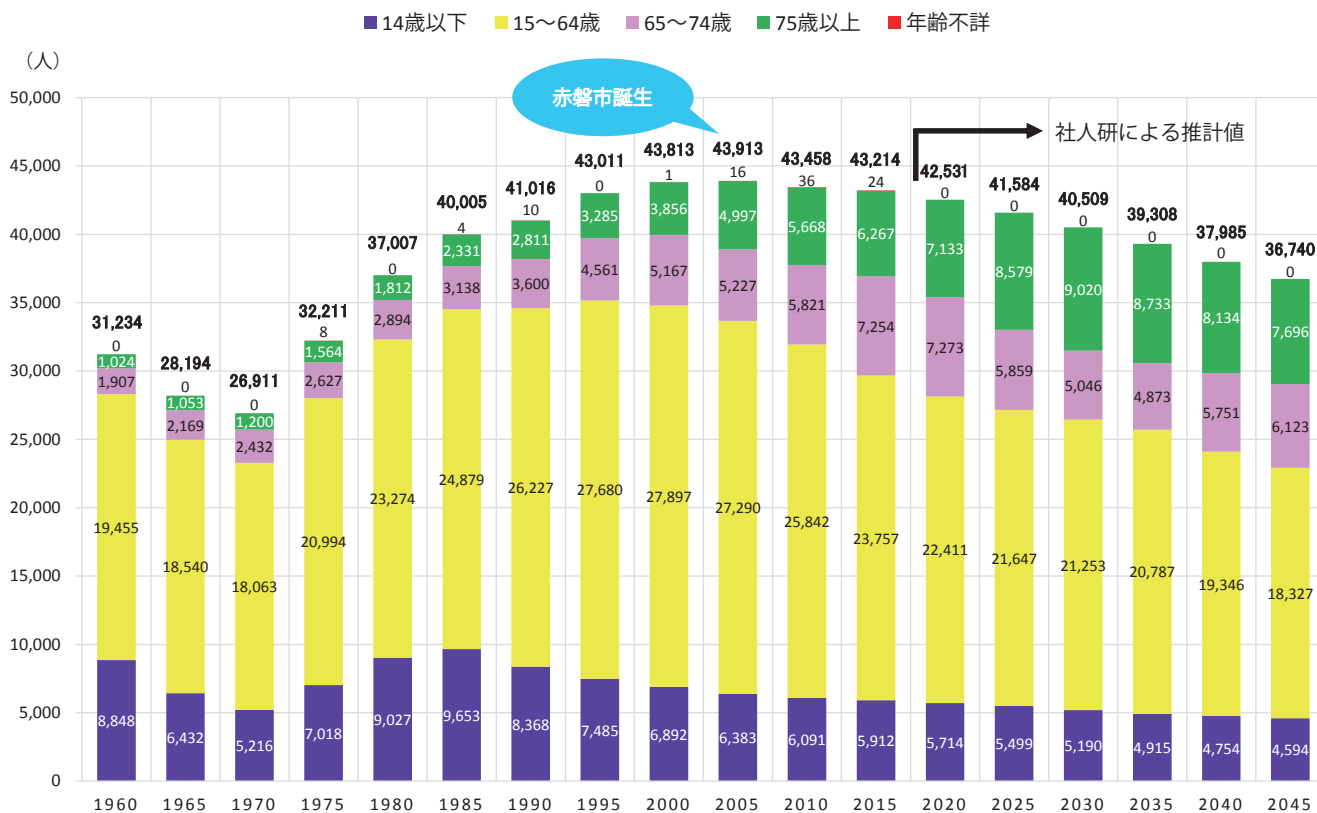
**令和6年(2024)年度末の赤磐市の総人口目標 42,000人**  
(令和6年(2024)年度末の赤磐市の合計特殊出生率1.61を目指します。)

## 【人が集まり、快適に住み続けられるまちを創ります】

良質な雇用の拡大、まちの賑わいの創出、都市機能の充実等により、若者を始めとした幅広い世代に訪れてみたい、住んでみたいと思われるまちを創ります。

医療・保健・福祉の充実、出産・子育て・教育環境の充実、防災・防犯体制の充実、高齢者の社会参画支援等により、若者が安心して家庭を持ち子育てができる環境づくりと高齢者が生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進め、いつまでも住み続けたいと思われるまちを創ります。

### 年齢4区分別人口の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」



# 第 3 部

---

## 基本構想

# まちづくりの重点戦略及び戦略プログラム

## 【まちづくりの重点戦略・戦略プログラムの設定】

本市を取り巻く社会経済情勢や本市が持つ強み・弱み、課題と市民ニーズ等を踏まえ、特に重点的に推し進めていくべき取組を、『経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る』、『安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る』、『多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る』という3つの『重点戦略』として掲げました。

その下に、重点戦略を効果的・効率的に達成するための柱となる9つの『戦略プログラム』を配置し、赤磐市全体で分野横断的・組織横断的に連携しながら各施策を推進していきます。

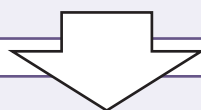
## 【重点戦略Ⅰ】経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る

### 【現状と課題】

現在は、若者に魅力的で安定した収入につながる高付加価値産業が少なく、このことが若者の転出につながる一つの要因となっています。

生産年齢人口が減少していく中で、若者世代の転出を食い止めつつ新たな転入を促し、地域経済の活力を取り戻すためには、今まで以上に、若者が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を創ることが重要です。

全国的にも名の知られた付加価値の高い商品を生産している農業は、まさに赤磐市の基幹産業といえます。しかし、年々販売農家数の減少や農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加が進んでいます。



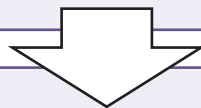
### 【目指す姿】

#### 定住人口や交流人口の増加が進む、賑わいと活気があるまちの形成を目指します。

地域に形成されている産業基盤をベースにした産業振興を基本路線として、産業面における幅広い支援や関連する都市基盤整備を推進していくことで、既存産業の活性化や新たな企業立地等により、高付加価値を生む産業の創出を促進し、地域に安定的で良質な雇用を確保します。

#### 持続可能な農業の実現を目指します。

安定的な所得確保が得られる力強い農業の確立を支援し、新たな担い手確保によって世代間バランスのとれた従事者構造を図ります。



### 【戦略プログラム～目指す姿の実現に向けて～】

- 企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム
- 商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム
- 強い農業の確立プログラム

## 【戦略プログラム】企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 企業ニーズを踏まえた新たな用地確保
- ② 多様なライフスタイルに対応した雇用の場の確保及び新規立地企業への雇用の支援
- ③ 地域の若者の定着、Uターンによる人材の確保が図れる企業の誘致
- ④ 市のイメージアップや誘客が期待できる企業の誘致

## 【戦略プログラム】商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 交流・連携等による地域産業の活性化(生産性向上、高付加価値化等)、地域イノベーションの創出促進
- ② 農、食、自然、歴史・文化、スポーツ等、点在する観光資源の最適化による周遊できる観光ルートの形成と受入れ環境の整備促進・情報発信
- ③ 創業と継続のための包括的な支援
- ④ 地域産業の振興による所得の向上と人口の増加推進
- ⑤ 地域資源の掘り起こし推進

## 【戦略プログラム】強い農業の確立プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 優れた経営感覚を備えた地域農業リーダーや新たな担い手の確保・育成の推進
- ② 農産物の高付加価値化、地域ブランド化の推進による生産者の所得向上
- ③ 地域で農産品の生産から加工・流通までを行う6次産業化の推進
- ④ 農産物の市場開拓・販路拡大
- ⑤ 農業経営の法人化、集落営農の組織化等、営農指導体制の強化及び生産・流通体制の強化促進
- ⑥ 遊休農地、耕作放棄地等の農地・園地の保全・集約等積極的な利活用
- ⑦ 次世代施設園芸拠点の整備とスマート農業の推進
- ⑧ 産官学の連携推進

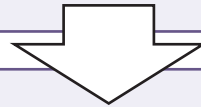
## 【重点戦略 II】安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る

### 【現状と課題】

若者世代の未婚率の上昇、晩婚化、晩産化は少子化の要因の一つとなっています。国の調査によると、結婚が実現しない背景には、「適当な相手に巡り合わない」といった理由のほかに、「雇用の不安定さや所得が低いことによりライフデザインが描けない」ことも理由であることが指摘されています。

また、結婚後に理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育に要する費用負担」を挙げる人の割合が高く、就業している女性のうち約6割が、第1子出産を機に離職しているなど、子育て期の女性の就業率は低い現状にあります。

長時間労働や転勤、産前産後・育児休業の取得に関する不利益な扱い等の雇用環境面の問題は、仕事と子育ての両立を難しくし、希望どおりに子どもを持つことを妨げる要因となっているほか、男女の固定的な家事・育児の役割意識、男性の育児休業の低取得率、核家族の増加や地域コミュニティの希薄化による周囲で子育て世帯を支える力の弱体化等の生活環境面の問題は、妊産婦・母親が抱える育児負担の増加や育児不安の要因にもなっています。



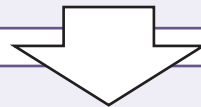
### 【目指す姿】

**「赤磐市で子どもを産み育てたい」という気持ちを抱いてもらえる子育て環境の良さを地域全体で創り上げていくことを目指します。**

子どもは赤磐市の未来を担う宝であり、子どもが元気なまちは、希望にあふれた活気のあるまちへとつながるため、「地域の子どもは地域で守り育てる」ことを基本に家庭、地域、学校、企業、NPO、医療機関等の多様な関係者が共通の認識や目標を持ち、しっかりと手を携えて子育てを地域ぐるみで切れ目なく支えることにより、出産・子育てに理解のある雇用環境や生活環境を創出します。

**郷土に誇りと愛着を持ち、未来に向かって限りない可能性を切り開いていける人材を育成できる学校・地域を目指します。**

教育環境の良いところで子どもを育てたいという希望をかなえるため、子どもが落ち着いて学習できる環境、豊かな心とたくましく生きる力を健やかに育ていける環境を創出します。



### 【戦略プログラム～目指す姿の実現に向けて～】

- 安心して家庭を築ける環境創出プログラム
- 安心して出産・子育てができる環境創出プログラム
- 子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム

## 【戦略プログラム】安心して家庭を築ける環境創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 良質な雇用の創出による子育て世代の経済的安定
- ② 結婚に結びつく出会いの支援
- ③ 多様化する生活様式と住宅ニーズに対応した居住環境の充実
- ④ 魅力ある多様な就業機会の創出による女性の活躍推進と経済的安定
- ⑤ 若者の地元就職の促進、UIターンによる赤磐市内への就職促進

## 【戦略プログラム】安心して出産・子育てができる環境創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 妊娠、出産、子どものけが・病気、育児不安等に関する相談体制の充実と情報提供の推進による安心して子育てができる環境の整備促進
- ② 多様な保育ニーズに対応できる子育て支援サービスの充実
- ③ 地域の周産期医療、小児救急医療体制の維持
- ④ 親同士の交流が促進できる子育てネットワークの形成
- ⑤ 仕事と子育てが両立できる職場環境づくり支援(ワーク・ライフ・バランス)

## 【戦略プログラム】子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 学習意欲の向上と発達段階に応じた確かな学力の向上・定着が図れる教育環境整備の推進
- ② 豊かな心の育成とふれあいのある学校・就学前教育の推進・充実による心身ともに健康な幼児、児童、生徒の育成
- ③ 家庭教育における教育機能の充実
- ④ 特色のある学校・幼稚園づくりの推進
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 人間尊重を基盤とした人権教育・命の教育の推進
- ⑦ 家庭、地域、保育園・幼稚園・こども園・学校の連携推進
- ⑧ 郷土の価値、魅力を発見・再認識できる教育活動の推進

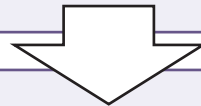
## 【重点戦略Ⅲ】多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

### 【現状と課題】

地域に若者が定住しなくなると少子高齢化がますます加速し、経済規模の縮小や地域コミュニティの衰退により、地域の活力が失われてしまいます。

今後、人口減少が見込まれる地域では、住民の生活に必要な医療・介護、福祉、教育、買い物、公共交通等のサービス機能の提供が難しくなることが予想されます。

持続的な地域であるためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わりなく、だれもがまちづくりに参画でき、その個性と能力を発揮できることが必要です。



### 【目指す姿】

#### 人口増加により地域の活性化が図られたまちの形成を目指します。

安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境の創造等、特に子育て世代の地域への定住促進や移住・定住受入促進に向けた取組を進めます。

#### 人と人のつながりにより支えあうことのできる地域の実現を目指します。

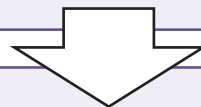
住み慣れた地域で快適に住み続けられるよう、地域・市内にあるものは地域・市内で充足させ、ないものは近隣市町との連携により、充足させることを基本に、地域住民、非営利団体・法人、民間企業、行政等多様な主体のネットワークにより効果的・効率的にサービスが提供できる持続可能な体制を構築します。

#### すべての人が社会に参画できる地域社会の形成を目指します。

働く意欲を持った高齢者の就労支援や高齢者が、地域の支え手として、地域活動等に参画できる体制を整備することで、高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、その豊富な知識、熟練した技術・技能の若い世代への継承を図ります。

健康なうちから介護・医療が必要となる時期まで、健康増進や医療・福祉サービス等の継続的なケアや生活支援サービスを受けることのできる包括的なケア体制の整備を促進します。

障がい者等、手助けを必要としている人に対して、住まい、学び、医療・介護サービス、健康支援、社会参加、就労等の必要な支援が一元的又は連携して提供できる体制を整えます。



### 【戦略プログラム～目指す姿の実現に向けて～】

- 移住・定住が進むまち創出プログラム
- 支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム
- 高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラム

## 【戦略プログラム】移住・定住が進むまち創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 赤磐市の魅力の積極的な情報発信
- ② 雇用や暮らしの情報提供体制・相談体制等、移住をサポートする体制の充実
- ③ 交通利便性やキャパシティ等、大型住宅団地の優位性を活かした移住・定住の促進
- ④ 空家の利活用による移住・定住の促進
- ⑤ 農業体験等を通じた都市部等からの新規就農の促進
- ⑥ 就農と居住をパッケージ化した移住・定住の促進
- ⑦ 企業誘致、産業振興による働く場の確保

## 【戦略プログラム】支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 世代、性別、障がいの有無、国籍等に関係なく支えあうことができる地域コミュニティの維持・育成
- ② まちづくりを担う人材の確保・支援
- ③ 市民、NPO、企業、行政等、だれもが連携・協働してまちづくりに参画できる体制の推進
- ④ 地域における小さな拠点の形成と周辺集落とのネットワークの形成
- ⑤ 社会貢献活動やコミュニティビジネスへの支援
- ⑥ 公共交通網の維持

## 【戦略プログラム】高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラム

### （施策展開の方向性）

- ① 就労、学習活動、スポーツ活動、地域活動等の社会参加促進と次世代への知識・技能の継承推進
- ② 心と体の健康増進による生涯を通して健やかに暮らせる生活の質の向上
- ③ 健康時から終末期まで可能な限り住み慣れた地域で暮らしていける、地域での支えあいによる包括的なケア体制の充実(介護予防、日常生活支援、医療等)
- ④ 医師や医療従事者の確保による地域医療体制と広域的な医療連携体制の維持

# 第4部

---

## 基本計画



重点戦略	<b>経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る</b>
戦略プログラム	<b>企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム</b>

**概要**

生産年齢人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、今まで以上に若者が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を創ることが重要です。

このため、新たな企業立地により地域に安定的で良質な雇用を確保し、若者が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を整えることにより、若者世代の転出を食い止めるとともに、新たな転入を促し、定住人口の増加が進み、賑わいと活気にあふれるまちの形成を目指します。

1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)	
新たな企業用地の確保	6ha以上(平成30年度末 民間開発を含む6.1ha)
新規企業立地件数	7件(平成30年度末 操業を開始した企業5件)
新規立地企業の雇用創出数(累計)	55人(平成27年度～平成30年度)⇒300人(令和2年度～令和6年度)

2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)	
①	<p><b>■新たな企業用地の確保■</b></p> <p>市内の工業団地の利用率が9割を超えており、新たな企業用地の確保が必要不可欠となっています。このため、企業立地適地調査の実施による用地の選定、確保・整備や、居抜き物件を含めた、民有の空き用地の情報収集、必要なインフラ整備を積極的に推進し、新たな企業の立地を受け入れることができる環境を整備することで、企業誘致の促進を図ります。</p>
②	<p><b>■規制の見直しによる企業誘致の促進■</b></p> <p>関係計画との整合性を図りながら、農業振興地域農用地からの除外や都市計画区域内における区域区分の土地利用規制を見直し、都市拠点において、企業や生活利便施設等の立地を進め、雇用の場の確保と賑わいの場の創出を通じて、定住人口と交流人口及び関係人口の増加につながる多面的・複合的な土地利用を推進します。</p>
③	<p><b>■積極的な企業誘致の展開■</b></p> <p>全国の企業に対して、トップセールス、企業訪問活動やホームページでの情報発信等の様々な方法により、広域交通網の充実による交通の利便性の良さ、大規模災害リスクの少なさ、穏やかな気候風土等を強みとした誘致活動を推進します。</p> <p>また、県との連携や企業訪問により、誘致を見込める企業の情報収集活動を積極的に行うほか、民有の空き用地の情報収集に努めると共に、企業立地の情報提供や誘致に関するアドバイス、コーディネート等を行うことのできる人的資源を活用し、より効率的な企業誘致活動を推進します。</p>
④	<p><b>■魅力的な企業の誘致促進■</b></p> <p>地域の既存産業の活性化につながる企業や雇用の確保が見込まれる企業、若者の地元定着、U/Iターンへの促進に繋がる企業、環境、医療分野などの先端技術に関連する企業、誘客が期待できる商業施設等を誘致し、安定的で良質な地元雇用の確保を促進します。</p> <p>また、立地に対する優遇制度の充実を図り、更なる誘致促進と雇用の拡大を推進します。</p>

- ⑤ **■立地企業の人材確保支援■**  
 企業が安心して市内に立地することができるよう、企業が求める人材の確保を支援するため、赤磐市産業支援センターの体制強化及び人材確保支援施策の充実を図ります。  
 ハローワーク、県、高等学校、専門学校・大学等、幅広い関係機関との連携を強化し、求職者の情報把握に努めます。また、学校等と連携し、工場見学ツアーや就職説明会を開催し、市内企業の認知度の向上を図ります。求職者と企業のマッチングを促進し、企業が求める人材を確保することで、市内就業者数の増加による人口の増加及び地域経済の活性化を図ります。
- ⑥ **■地域の若者の定着、Uターン就職の推進■**  
 企業の立地促進や立地企業の魅力を伝えていくことで、地域の若者の地元就職促進やUターンによる就業促進を図ります。  
 このため、企業、ハローワーク等の関係機関と連携して、高等学校、専門学校・大学で就職説明会を開催し、企業の魅力や求人情報の積極的なPRを図ります。  
 また、赤磐市出身者を中心としたネットワーク組織を都市圏で構築し、市出身者などが交流できる機会をもち、「市にゆかりのある人のつながり」を強化し、進学等で都市圏に住んでいる若者を、多方面からサポートする体制を整えます。  
 このネットワーク組織やSNS等を活用して、「地元行事等の地域ニュース」、「就業・就農情報等のしごと情報」、「居住環境情報」等を随時発信し、地元とのつながりを築き、帰省を促し、Uターンへのきっかけづくりを行います。  
 市在住の若者世代については、地域に関わる機会を創ることで、地域への関心を高め、定住や将来的なUターンに繋がります。

### 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

- ① **■優れた創業環境の情報発信■**  
 トップセールス、企業訪問やホームページ等の様々な方法で、企業用地の情報や広域交通網が整っている交通利便性の良さ、大規模災害による被災リスクの少なさ、穏やかな気候風土等の創業環境の良さや各種優遇制度等の情報を積極的に発信していきます。  
 また、企業だけでなく、金融機関等の関係機関に対しても積極的に情報を発信することで、企業が新たな立地の検討を始めた際に、いち早く赤磐市の情報が企業に届く環境を構築します。
- ② **■広域交通網基盤の整備促進■**  
 地域高規格道路美作岡山道路、備前東部広域農道の全線開通やこれらの道路に連絡する県道の整備促進に向けて、道路整備促進期成会等を通じた取組を行い、広域交通網の更なる充実を図り、企業にとって魅力的な交通網の整備を推進します。
- ③ **■誘致した企業への支援■**  
 企業へ訪問しての聞き取りや企業間の交流の促進を通じて、労働力の確保、インフラの整備、その他事業展開に関して企業が持つ課題や要望を把握し、スピーディーに対応することにより企業の新たな事業展開や投資へつなげます。

## 私たちができること

### <市民>

- ・地元で就職して暮らしていくライフデザインを描き、選択する。
- ・地元に戻り、就職することを選択する。

### <地域(企業・各種団体等)>

- ・事業者は、各種の支援を受けることにより、赤磐市内での立地や増設拡張を図り、新たな雇用を拡大する。

## 主な担当課・関係する課

- ・商工観光課
- ・農林課
- ・建設課
- ・地域整備推進室
- ・政策推進課

## 主要な事業

- ・企業誘致関連事業
- ・商工振興対策事業
- ・移住・定住促進事業

## 関連する市の計画

- ・赤磐市産業振興ビジョン
- ・赤磐市まちづくり推進プラン
- ・農業振興地域計画

## 重点戦略Ⅰ

## 経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る

## 戦略プログラム

## 商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム

## 概要

『地域に形成されている産業基盤をベースにした産業振興』を基本路線として、交流と連携をキーワードに、関係機関と協力して産業面における幅広い支援を行うことにより、地域に根付く産業の活性化や高付加価値を生む新たな産業の創出を図ります。

このことにより、地域に安定的で良質な雇用の場の確保を図り、定住人口や交流人口が増加する、賑わいと活気があるまちの形成を目指します。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

新規創業者数(累計)	40人(平成27年度～平成30年度)⇒50人(令和2年度～令和6年度)
赤磐市ホームページ月平均アクセス数(トップページ)	19,635件/年(平成30年度)⇒20,030件/年(令和6年度)
観光入込客数 (岡山県観光客動態調査)	383,000人/年(平成30年)⇒470,000人/年(令和6年)

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

- ① **■産業振興人材の育成■**  
赤磐市産業支援センターを中心に、商工会、県産業振興財団、他市町村等の関係機関と人的交流を促進し、地域の産業振興を担っていくキーマンとなる人材育成の促進を目指します。
- ② **■交流・連携等による地域産業の活性化■**  
企業、金融機関、商工会、大学、研究機関等の関係機関と交流・連携して、各主体に蓄積されたノウハウ等を効果的に結びつけることができるネットワーク体制の充実・強化を図るほか、企業が開発や改良を進めている商品についての調査に協力する等、市内企業の新たな技術開発、商品開発、ブランド化、海外市場への展開、人材育成等に向けた取組を支援します。  
また、創業希望者や創業して間もない事業者を対象に「あかいわ創業塾」を開催し、専門家による研修会等を通じて経営、財務、人材育成、販路開拓等、創業及び事業の継続に必要なノウハウや知識の習得を支援し、地域に根付く事業の確立と市内経済の活性化を図ります。
- ③ **■創業のための包括的支援■**  
創業希望者の相談にワンストップで対応し、創業までの適切な支援を行う「創業支援窓口」の充実により創業しやすい環境づくりを進め、意欲ある若者や女性の創業を積極的に支援します。  
また、関係機関で構成する「あかいわ創業支援ネットワーク」の連携を強化し、ビジネスマッチング等、創業の各段階の課題に応じた適切な支援を行います。
- ④ **■周遊・滞在できる観光ルートの形成■**  
食、歴史、文化、スポーツ、公園、レクリエーション施設、自然等の地域に点在する魅力や特色ある観光資源の掘り起こしを行います。旅行客のニーズの収集・整理を行い、市内を周遊できる観光ルートの開発、磨き上げを行うことで、交流人口の増加を目指します。  
また、他市町村、観光関係団体等との連携を強化し、情報発信、魅力創出につなげます。  
農業や自然を活用したグリーンツーリズムを推進するとともに、赤坂適塾や布都美林間学校等の活用を通して、滞在できる観光の実現に取り組みます。

⑤	<p><b>■シティプロモーションの推進■</b></p> <p>国内外からの観光客の増加を図るため、関係団体や事業者等との連携により、観光客のニーズを反映した観光パンフレットや観光情報サイト等による情報発信を行います。関係団体、事業者等との連携による赤磐市の特産品や観光情報、移住定住情報等をPRするシティプロモーション活動の充実強化に取り組み、赤磐市の魅力を広く効果的に発信します。</p> <p>また、SNS等を活用して、市の取組や魅力を迅速かつ効果的に市内外へ広く発信します。</p>
⑥	<p><b>■観光受入体制の整備■</b></p> <p>観光協会、民間事業者等の関係機関と連携して観光産業を支える人材育成を行います。</p> <p>多言語対応の観光案内の整備等、訪日外国人観光客も視野に入れた受入環境の充実を図り、おもてなしのレベルアップを促進し、赤磐市を訪れた人の満足度を向上させ、赤磐市のファン、リピーターの獲得を目指します。</p>

<b>3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)</b>	
①	<p><b>■事業継続のための支援■</b></p> <p>中小企業や小規模事業者が抱える経営課題に対応し、事業の安定経営が実現できるよう、商工会や金融機関等の関係機関と連携を強化し、経営指導、操業指導ができる体制の充実を図ります。</p> <p>併せて、中小企業の成長や経営の安定化に向けて、赤磐市中小企業等専門家派遣事業補助金、赤磐市商工業振興資金保証融資制度の周知を行うとともに、社会経済情勢に即した新たな支援制度を創出していきます。</p>
②	<p><b>■地域文化・芸術の振興並びに文化財保護■</b></p> <p>市民が赤磐市に愛着や誇りを感じられるよう、文化財の継続的な保存・活用によって次の世代に郷土の歴史を継承していきます。</p> <p>また、永瀬清子の里づくり事業等、市民の主体的な文化活動を支援し、地域における文化の創造に取り組みます。</p> <p>平成30年に史跡両宮山古墳を構成文化財の一つとしたストーリーが日本遺産に認定されたため、歴史遺産の整備・活用を進めるとともに、これら豊かな歴史・文化・芸術を活かしたまちの情報を広く発信していきます。</p>

<b>私たちができること</b>	
<p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤磐市の支援を受け、自ら進んで創業に挑戦する。</li> <li>・市内で購入できるものはできるだけ市内で購入し消費することで、市内企業等の振興に寄与する。</li> <li>・市内の史跡、文化財を訪れて赤磐の歴史文化を再発見し、地域の歴史や文化について語る市民になる。</li> <li>・赤磐市の特長、観光地、史跡、特産品等を知ること、友人・知人等に対し、赤磐市の魅力を広くPRしていく。</li> </ul>	
<p>&lt;地域(企業・各種団体等)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、金融機関、大学、研究機関等と交流・連携して、事業の拡大やイノベーションを図る。</li> <li>・観光資源の掘り起こしや観光協会等を通じた観光情報の提供を行う。</li> <li>・NPOや市民団体は、地域の観光魅力づくりに関わる活動のけん引役になる。</li> <li>・観光関連事業者・団体は、集客に関する事業の展開や事業に携わる人材の確保・育成を行う。</li> </ul>	

### 主な担当課・関係する課

- ・商工観光課
- ・秘書広報課
- ・社会教育課

### 主要な事業

- ・商工振興対策事業
- ・観光振興対策事業
- ・シティプロモーション事業
- ・永瀬清子の里づくり事業
- ・文化財保護啓発事業
- ・史跡保存整備事業
- ・日本遺産推進事業

### 関連する市の計画

- ・赤磐市産業振興ビジョン
- ・赤磐市教育振興基本計画
- ・赤磐市文化振興ビジョン

重点戦略	<b>経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る</b>
戦略プログラム	<b>強い農業の確立プログラム</b>

**概要**

赤磐市においては、豊かな自然・水と恵まれた気候を活かして、朝日米、雄町米、白桃、ブドウ、黄ニラ等の農産物の一大生産地が築かれるなど、農業は赤磐市の基幹産業となっています。

一方で、農業後継者の減少、農業従事者の高齢化、米価の下落等、耕作放棄地の増加等、赤磐市の農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このため、経営感覚を持った農業経営者の育成と活躍しやすい環境の整備、消費者のニーズを踏まえた農産物の生産・加工・販売の強化と地域ブランド化、先進的な生産技術・施設の導入等に積極的に取り組み、「農業」を「若い世代の安定した雇用を創出するしごと」に育成します。

**1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)**

<b>新規就農者数</b>	<b>67人(平成30年度末)⇒107人(令和6年度末)</b>
<b>6次産業事業認定</b>	<b>4団体(平成30年度末)⇒6団体(令和6年度末)</b>
<b>学校給食における地場食材利用率</b>	<b>毎年65%以上(平成30年度 51.8%)</b>

**2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)**

- ① ■経営感覚を持った農業経営者の育成■**

青年就農者については、農業大学校が市内に立地している好条件を活かし、農大生に対する奨学金等の支援や親元就農に対する支援、近隣の農業高校と連携した就職活動支援により、市内での就農促進を図ります。

また、Uターンによる新規就農者や帰農者等については、市内での農業経営を円滑に開始できるよう、住居・農地の確保、施設・農機具等の経営資産導入、生産技術習得等の総合的な就農支援を行います。

さらに、将来にわたり農業経営を続け、消費者・実需者ニーズの変化に対応できる経営感覚を持った地域農業の中核者の育成を図るため、経営相談窓口の充実や農業経営塾等農業経営の発展段階に応じたきめ細やかな支援を、赤磐市就農等支援センターが中心となり、農業普及指導センター、農業協同組合、生産組織等と連携して組織的に実施します。これらの総合的な支援については、より効率的・効果的に行えるよう、機能の集約化を図ります。
- ② ■農産物の高付加価値化・地域ブランド化の推進■**

市場のニーズを踏まえ、GAP認証等の取得や食味分析、農産物の地理的表示の取組により、雄町米、黄ニラ、エンダイブ、夏秋ナス等、地域農産物の品質向上と高付加価値化に努めます。また、ニーズに応じた供給体制の確立により、消費者が信頼できる安全安心な地域特産ブランドとして育成を図ります。

主要な果樹であるモモ、ブドウ等については、戦略的な新品種の導入や気象・土壌条件を踏まえた園地の有効利用・拡大により、安定的な生産体制の確立を図るとともに、共選、糖度センサー、農薬管理等による高い品質を確保するための仕組みや環境整備を進めます。

さらに、地域ブランドと高品質をセールスポイントに掲げ、地域特産品である果物や酒類等を中国や東南アジアの市場に向けて投入し、海外を視野に入れた市場の開拓と販路の拡大を目指します。

## ③ ■6次産業化・次世代農業の推進■

市内の食品加工関係企業等との連携や他業種の人材、資金、技術等を幅広く活用して、地元農産物の生産・加工・流通・販売までを地域の力で行う6次産業化への取組を推進し、地域の特産品へと育成します。

また、学校給食、社会福祉施設等の給食需要に対しての供給体制を整備するほか、特産品販売所を基点に市域外からの誘引を図り、都市部との交流促進と地元産品の消費の拡大を図ります。

整備された高速交通網の利点を活かし、京阪神や岡山・広島などの市場への出荷・販売を促進するため、消費者のニーズや赤磐市の特長を活かした品目による次世代施設園芸の振興を図るほか、スマート農業の導入による生産取量の増加、経費の節減、農業労働力の省力化等を見据えながら、競争力の強化を図り、また飼料用米生産の取組等による農業と畜産業の連携を図ります。

## 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① ■担い手への農地集積と生産基盤の整備■

農業経営の効率化を目的に、市街化整備方針との整合性を図りながら、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農地はつらつ集積事業、農地集積促進事業等の活用促進や農地中間管理事業の周知を含めた農地中間管理機構等との連携により、担い手への農地集積・連たん化を推進します。

## ② ■多面的機能の発揮■

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、中山間地域直接支払い交付金や多面的機能支払い交付金を活用し、農地・農道等の草刈作業や水路の泥上げ等の共同活動を支援するとともに、地域全体で担い手を育成します。

## ③ ■農産物の鳥獣被害対策■

鳥獣被害の防止のため、狩猟免許の取得支援等による狩猟者等の確保により、有害鳥獣の捕獲を推進するとともに、鳥獣被害防止柵等の設置支援や鳥獣生態にかかる理解を深め、地域ぐるみで鳥獣害に強い地域づくりを促進します。

## 私たちができること

## &lt;市民&gt;

・市民は、地域の農産物・加工食品等を地元直売所や小売店で積極的に購入して消費したり、市域内外の友人・知人等へのPRに努める。

## &lt;地域(企業・各種団体等)&gt;

・経営者は、消費者のニーズの把握に努め、購買志向の高い農産物・加工品の生産に積極的に取り組む。  
 ・経営者は、地域ブランドの確立や高品質の維持など、地域特産ブランドの開発や育成に向けてお互いに連携し、協調する。  
 ・地域住民は、農業・農村の多面的な機能について理解し、地域ぐるみで行う草刈り、水路の泥上げなどの環境保全活動により、有害鳥獣対策の活動や集落環境の改善につながることを理解し、地域全体で積極的に取り組む。



### 主な担当課・関係する課

- ・農林課
- ・建設課
- ・中央学校給食センター

### 主要な事業

- ・農業委員会運営事業
- ・農業者年金事業
- ・農作物鳥獣防止対策事業
- ・日本型直接支払事業
- ・経営所得安定対策推進事業
- ・農業経営・生産対策事業
- ・人・農地プラン推進支援事業
- ・学校給食地場食材利用拡大事業

### 関連する市の計画

- ・赤磐市産業振興ビジョン
- ・赤磐市農業振興基本計画
- ・赤磐農業振興地域整備計画書

## 重点戦略Ⅱ

## 安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る

## 戦略プログラム

## 安心して家庭を築ける環境創出プログラム

## 概要

若者世代の未婚率の上昇、晩婚化、晩産化は進み、少子化の大きな要因となっています。

国の調査によると、結婚の希望と実現に対する障害となっているのが、経済的負担感や出会いの機会減少などが考えられることから、若い世代が結婚生活を見通せるような経済的基盤を整え、ライフプランニングを支援することが重要です。

そのため、市内に安定的で良質な雇用の場を確保することで、若者が『市内に住みながら市内で働いたときに、経済的自立ができる』地域の形成を目指し、職場内外でも様々な活動に参加できる機会を増やすことなどにより、地域内での支えあいが育つまちづくりを行います。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

新婚世帯家賃助成交付数 18件/年(平成30年度)⇒30件/年(令和6年度)

20～30歳代の転入者数 714人/年(平成30年)⇒790人/年(令和5年中)  
(総務省公表の住民基本台帳人口移動報告による)

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

## ① ■若者の経済的自立■

多様な選択肢の中から就職先を選択してもらえるよう、赤磐市出身の若者や親世代にむけて、市内企業等の周知を図ります。

また、赤磐市出身者をはじめとして近隣自治体で生活する若者に向けて、大規模災害の被災リスクが少ないことや住まい、子育て環境、支援制度など、赤磐市で暮らすことについての情報を市内企業と共有することで、赤磐市で住みながら市内で働くことをイメージできるよう企業と連携をしていきます。

## ② ■多様な働き方の提案■

個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるよう、クラウドソーシング<sup>(※3)</sup>等の多様な働き方の普及啓発を行い、働き方の選択肢を広げます。

また、結婚・子育てをする女性の希望に応じた魅力的な就業の機会を創出することで、経済的安定により安心して家庭を築け、子どもを産み育てていける環境の形成を図ります。

## ③ ■世帯のニーズに対応した住宅助成の充実■

結婚する(した)若者が安心して市内に居住することができる環境の充実を図ります。

アパート等の賃貸住宅に入居する新婚世帯等に対して、家賃の一部を助成するほか、空家を利活用した賃貸物件の充実を図るなど、求められる住宅ニーズに対応した、安心して市内に居住できる環境の創出を図ります。

また、住宅の購入を希望する世帯等に対して、市分譲住宅団地における土地の購入助成制度による支援のほか、住宅(建物)に係る固定資産税の減免制度、空き家改修補助金制度等により、市内に住宅を購入する際の費用負担の軽減を図ります。

大型住宅団地のキャパシティを活かした住宅供給環境の充実を進め、職場と住居が近くにあり、生活利便性も高い居住環境の創出を図ります。

※3 クラウドソーシング…インターネット等を利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うことができる働き方の仕組み

④ **■結婚に結びつく支援の推進■**  
 他市町村と連携を図り、結婚に結びつく出会いの場の提供など、「素敵な相手にめぐり合う」ための支援を積極的に進めます。  
 また、事業者やNPO等、関係団体との連携を図り、結婚希望者への支援活動を推進します。  
 さらに、結婚祝金制度等、市内での結婚を後押しする制度を周知し、結婚に関する機運の醸成を図ります。

**3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)**

① **■地域の若者の定着、Uターン就職の推進(再掲)■**  
 企業の立地促進や立地企業の魅力を伝えていくことで、地域の若者の地元就職促進やUターンによる就業促進を図ります。  
 このため、企業、ハローワーク等の関係機関と連携して、高等学校、専門学校・大学で就職説明会を開催し、企業の魅力や求人情報の積極的なPRを図ります。さらに、首都圏及び関西圏で開催される就職説明会に参加する企業への支援をします。  
 また、赤磐市出身者を中心としたネットワーク組織を都市圏で構築し、市出身者などが交流できる機会をもち、「市にゆかりのある人のつながり」を強化し、進学等で都市圏に住んでいるの若者を、多方面からサポートする体制を整えます。  
 このネットワーク組織やSNS等を活用して、「地元行事等の地域ニュース」、「就業・就農情報等のしごと情報」、「居住環境情報」等を随時発信し、地元とのつながりを築き、帰省を促し、Uターンへのきっかけづくりを行います。  
 市在住の若者世代については、地域に関わる機会を創ることで、地域への関心を高め、定住や将来的なUターンに繋がります。

② **■日常生活に不便のない地域の形成■**  
 地域にあるものは地域内で充足させ、ないものは他の地域や近隣市町との連携により充足させることにより、日常生活関連の商業施設や保健・医療・福祉等の生活サービス機能等が身近に存在し、不便なく、日常生活を送ることのできる環境の創出を図ります。

③ **■支えあいによる地域のつながり■**  
 家庭を築いた若者が、その地域で安心して住み続けられるよう、行政と地域住民等との協働により、様々な世代との交流ができる地域コミュニティの活性化を促進します。また、地域の住民同士が支えあい・助け合うことができる地域の形成や若者がまちづくりに参画できるような取組を推進します。  
 住民同士の支えあいや助け合いだけでは対処できないような問題に対しては、しっかりと行政が支援する体制を整えます。

**私たちができること**

- <市民>
- ・多様な働き方を知り、希望する働き方を選択する。
  - ・地元で就職して暮らしていくライフデザインを描き、選択する。
  - ・地元に戻り、就職することを選択する。
  - ・住民同士の助け合いによる地域支えあいに積極的に参加する。
- <地域(企業・各種団体等)>
- ・関係者と連携しながら、地域の若者が結婚に結びつく支援を行う。

### 主な担当課・関係する課

- ・政策推進課
- ・社会福祉課
- ・協働推進課
- ・商工観光課
- ・建設課
- ・地域整備推進室

### 主要な事業

- ・移住・定住促進事業
- ・住宅管理事業
- ・結婚支援事業
- ・協働のまちづくり推進事業

### 関連する市の計画

- ・赤磐市産業振興ビジョン
- ・赤磐市協働のまちづくり指針
- ・赤磐市都市計画マスタープラン

重点戦略Ⅱ	<b>安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る</b>
戦略プログラム	<b>安心して出産・子育てができる環境創出プログラム</b>

**概要**

子どもは赤磐市の未来を担う宝であり、子どもの人権が守られ、子どもが元気なまち、希望にあふれた活気のあるまちへとつながります。

そこで、『**地域の子どもは地域で守り育てる**』ことを目標に、家庭、地域、学校、NPO、医療機関、事業者等の多様な関係者が共通の認識や目標を持ち、しっかりと手を携えて地域ぐるみで子育てを支えることにより、出産・子育てに理解のある生活環境や雇用環境を創出し、市内外の子育て世代に『**赤磐市で子どもを産み育てたい**』という気持ちを抱いてもらえるような、子育て環境の良い赤磐市を地域全体で創り上げていくことを目指します。

1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)	
子ども家庭総合支援拠点	1箇所 (平成30年度末時点 0箇所)
認定子ども園の数	4箇所 (平成30年度末時点 2箇所)
乳児健診受診率	93.3%(平成30年度)⇒95.0%(令和6年度)
合計特殊出生率	1.59(平成28年岡山県衛生統計年報)⇒1.61

2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)	
①	<p><b>■ 出産・子育ての不安に対する情報・サービスの提供体制の整備 ■</b></p> <p>現在設置している「子育て世代包括支援センター(子ども・障がい者相談支援センター)」の取組を拡充し、一体的な支援を行うために、福祉、保健、医療、教育等関連機関が連携しながら、子どもとその家庭及び妊婦等の実情の把握、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うための支援活動拠点となる「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。</p> <p>また、子育て情報サイト「ふぁみりんくる」及び母子手帳アプリを活用し、総合的な子育て支援情報提供の充実を図り、リアルタイムに必要な情報が家庭に届くよう子育て情報サービスの提供体制の整備に努めます。</p>
②	<p><b>■ 子どものけが、病気等への対応 ■</b></p> <p>子どもが夜間・休日等にけがをしたり急な発熱等の急病になったときに、応急処置方法や受診医療機関の紹介等を行うため、24時間体制で電話相談に応じる「あかいわ健康・急病相談ダイヤル」事業を、岡山県の事業である小児救急電話相談とも連携しながら、引き続き実施し、保護者の不安の軽減に努めます。</p> <p>また、赤磐医師会や関係医療機関等との連携を深め、周産期・小児救急患者が迅速に適切な治療を受けられるよう、近隣市町を含めた広域的な救急医療体制の充実を図るとともに、乳幼児等子ども医療費の助成事業についても継続して行います。</p>
③	<p><b>■ 子育てサービス・保育サービスの充実 ■</b></p> <p>子育て支援センター、放課後児童クラブ等、身近な場所での子育て支援の拠点化を進めることで、市内のどこに住んでいても、子育て支援が受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、多様化している保育需要に応じて、保育園における延長保育や休日保育並びに幼稚園の預かり保育等、通常保育以外の特色あるきめ細やかな保育サービスが提供されるよう支援します。待機児童解消に向けて広域入所や保育園、認定こども園の整備に努めます。また、子育て不安に対応した相談活動、親子が安心して集える場所の提供等、地域における子育て支援機能を強化します。</p> <p>ひとり親家庭における、就労、教育、住宅等の悩みに対応するため、母子自立支援員による相談体制の充実を図ります。</p>

## ④ ■地域ぐるみの子育て支援(地域の子は地域で育てる)■

保健センター等を拠点に子育てに関する情報やサービスを提供する体制の充実を図り、地域ぐるみで親が抱える育児不安・育児負担によるストレスや悩みに対して支援をします。そして、親だけが育児を抱え込むことなく、親子が安心して健やかに子育てと生活が両立できる地域を目指します。

このため、民生・児童委員、愛育委員、栄養委員等、地域で実際に子育て支援を行う人材の確保・育成を進め、母子保健活動の展開による親子のつながりや、親子と地域との交流の促進等、地域ぐるみで子どもを守り育てる環境の整備を図ります。

青少年健全育成ブロック会議を開催し、市民一人ひとりが青少年の現状について関心を持ち、地域社会を構成する大人の責任を自覚する中で、学校、保護者、関係機関、団体等がコミュニケーション能力を高め、お互いの生活エリアにおいて連携し、支援や啓発を行うための基盤づくりを実施します。

## ⑤ ■仕事と子育ての両立の支援■

病児・一時預かり・休日保育等の特別保育や、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の充実により、働きながら子育てができる環境の整備を推進します。

また、男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の変革を目的とした普及啓発活動の推進により、男性の育児休業取得等、男性の子育てへの参加を促進します。

さらに、長時間労働や転勤等の働き方の問題、妊娠・出産・育児休業取得及び円滑な職場復帰等、女性のみならず、男性にとっても働きやすい、子育てをしやすい職場環境づくりについて、企業の理解を得るための普及啓発活動の推進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。さらに、出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努め、ハローワーク等と協力して再就職のための情報提供、相談事業を実施します。

## 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① ■母と子の健康推進■

妊娠届時の面接を最初の関わりとして大切に、保健指導の実施や必要な時の訪問等により、不安なく出産に臨めるよう支援します。

このため、妊娠期における妊婦健康診査等の保健サービスを推進するほか、出産後は、産婦健康診査など母親の定期受診を促進し、産後ケア事業や産前産後サポート事業などを充実させ、母の健康推進を図ります。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談事業等の実施により、母子の心身の健康や取り巻く環境を把握し、乳幼児期の健康についての正しい知識や基本的な生活習慣が身につくよう支援することで、保護者の子育てに関する不安の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

さらに、子どもの心と体の健やかな成長のため、乳幼児健診、歯科健診、乳幼児等子ども医療費の助成、予防接種の普及啓発等の実施により、疾病等の早期発見・早期治療に努めます。

## ② ■親同士の交流促進■

幼児クラブを始めとした、地域で子育てをしている親同士のつながりが生まれる施策を推進することで、先輩お母さんや子育て仲間とのつながりをつくり、地域ぐるみで子育てをする環境の創出を推進します。

## ③ ■不妊・不育への支援■

不妊・不育に悩む方に対して、特定治療支援事業を実施し、経済的負担を軽減します。

## 私たちができること

<市民>

- ・地域コミュニティに参加し、地域ぐるみの子育て活動の活性化を推進する。
- ・子どもの成長過程に必要な健診や予防接種等を積極的に受け、子どもの健康を守っていく。
- ・子育てに大切な情報を収集する。

<地域(企業・各種団体等)>

- ・愛育委員会、栄養委員会では、地域の資源を有効活用し母子事業の企画運営を行い、地域交流を推進する。

### 主な担当課・関係する課

- ・子育て支援課
- ・健康増進課
- ・商工観光課
- ・学校教育課
- ・社会教育課

### 主要な事業

- ・子育て支援事業
- ・母子保健事業
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・子ども医療費事業
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭福祉事業
- ・愛育委員会事業
- ・栄養改善事業
- ・児童福祉施設運営事業
- ・青少年健全育成事業

### 関連する市の計画

- ・赤磐市子ども・子育て支援事業計画
- ・子育て家庭の支援に関する整備計画
- ・放課後子ども総合プラン
- ・赤磐市健康増進計画

## 重点戦略Ⅱ

## 安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る

## 戦略プログラム

## 子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム

## 概要

教育環境の良いところで子どもを育てたいという希望をかなえるため、子どもが落ち着いて学習でき、確かな学力の定着と豊かな心、たくましく生きる力を健やかに育んでいける教育環境を創出します。

また、郷土に誇りと愛着を持ち、未来に向かって限りない可能性を切り開いていける人材を育成できる学校・地域を創り上げていきます。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

「授業の内容がよくわかる」と答える児童・生徒の割合(全国学力調査小・中学校全教科の平均値)  
75.9%(平成27年度～平成30年度の平均)⇒80.0%(令和2年度～令和6年度の平均)

全国学力調査の結果(全国平均正答率との差)

マイナス2.1ポイント(平成27年度～平成30年度の平均)⇒0ポイント(令和2年度～令和6年度の平均)

学校非構造部材<sup>(※4)</sup>耐震化率 100%(平成30年度末時点 22.8%)

普通教室の無線LAN整備率 100%(平成30年度末時点 29.4%)

家庭教育講座参加者 1,144人/年(平成30年度)⇒1,250人/年(令和6年度)

ヤングボランティア養成事業参加者「中高生の地域活性化事業参加者」数(累計)  
406人(平成27年度～平成30年度)⇒700人(令和2年度～令和6年度)

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

## ① 学習環境の整備

小学校3～6年、中学校1～3年を対象とした学力調査の実施により、子どもの学力・学習状況を的確に把握し、学習支援員や学校教育指導員の配置、大学生ボランティア等の人的支援によりケースに応じた指導環境を整えます。英語検定試験の実施により、生徒の英語4技能<sup>(※5)</sup>の定着状況を把握したり、その結果をもとに英語授業等の改善を図っていきます。

学校施設の老朽化対策等を継続的に実施するとともに、非構造部材の耐震化の整備を計画的に実施し、安全で安心して学習できる環境を整備します。

効果的で質の高い教育を推進するため、教育のICT化に向けた環境整備に努めます。

## ② 確かな学力の定着に向けた教育の充実

県の事業との連携により、教師の指導力向上に向けた研修を充実し、指導主事の訪問を重ねることで「岡山型学習指導のスタンダード」<sup>(※6)</sup>に基づいた授業の進め方を徹底します。その内容・質を高めることで「わかる授業」の更なる実践を推進します。特に、新学習指導要領で求められている「主体的、対話的で深い学び」を目指した授業への改善を図ります。

また、産官学連携事業による英語4技能検定の結果分析や授業改善、ICT機器の整備・活用による基礎・基本の徹底、わかる授業の展開等、特色のある教育に取り組みます。

さらに、学校、家庭、地域との連携を深め、読み聞かせ活動や読書活動の充実を図るほか、スマートフォンやインターネットの利用時間・方法等の情報モラルに関する教育に取り組み、家庭学習の時間確保と基本的な生活習慣の定着を推進します。

※4 非構造部材…柱・梁・床などの構造体ではなく、天井材や外壁など構造体を区分された部材

※5 英語4技能…英語を「聞く」「話す」「読む」「書く」4つの技能

※6 岡山型学習指導のスタンダード…岡山県教育委員会が平成26年6月に発行し、県内教員全員に配布した冊子。児童生徒が「分かる喜び」「考える楽しさ」が実感できる授業を行うために、学習指導全体を通じ押さえるポイントをまとめた内容



③	<p><b>■郷土の魅力を認識できる教育活動の推進■</b></p> <p>子どもが郷土の魅力を認識して郷土に誇りと愛着を持つことで、将来郷土にとどまり、又はUターンにより、帰郷して地域の文化や産業を担う人材となるよう、郷土の誇りの源泉となる固有の自然、歴史、文化、人等を再発見する地域資源を活かした教育活動を推進します。学校教育において、社会科、道徳教育、特別活動・総合的な学習の時間を通じて、郷土の魅力に目を向けることができる取組を推進します。</p>
④	<p><b>■心身ともに健康な幼児、児童、生徒の育成■</b></p> <p>保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携により、発達段階に応じて期待され認められる、子どもの自己肯定感を育成する取組を推進するとともに、よりよい生活習慣が身に付くよう、相談・サポート活動を促進します。</p> <p>また、学校相談員、スクールカウンセラー、登校支援員やソーシャルワーカー等を配置し、関係機関との連携により幼児、児童・生徒に対する教育相談活動の一層の充実を図ります。</p> <p>大学生や地域人材の活用によりスポーツ少年団等を通じた児童・生徒の健全な心や体力向上を図るとともに、地域や関係機関との連携により、競技スポーツを通じた健康・体力づくりやあいさつ運動の取組等、健やかな心と体の育成を図ります。</p>
⑤	<p><b>■家庭・地域社会の教育力の充実■</b></p> <p>子どもが家庭の中、地域の中で安心して楽しく学べる環境づくりを推進します。</p> <p>家庭教育支援チームの活動を継続的に実施し、公民館講座や定例相談により、子育ての不安や悩みを抱える保護者に対して、継続的できめ細やかな家庭教育支援等の充実を図ります。より低年齢からの家庭教育に関する学びの場の提供を促進するため、保健福祉部局とも連携して保護者が集まる様々な機会に家庭教育講座を実施するなど、家庭教育に対する意識の向上を図ります。</p> <p>学校・家庭・地域が連携・協働して地域全体で子ども達の成長を支える地域づくり(地域学校協働活動)を積極的に行い、地域学校協働本部が地域の多様なボランティア活動をコーディネートすることで、地域社会全体の教育力の向上を促進します。</p> <p>さらに、地域リーダーの育成や中高生ボランティアを市や地域のイベント等に参画させることにより、地域課題の発掘や課題解決に繋げるとともに、青少年の健全育成活動等による地域ぐるみで子どもを育てる環境の充実を図ります。</p>

### 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

①	<p><b>■幼児教育の充実■</b></p> <p>就労を含む預かり保育を実施し、子育て支援の役割を担います。また、幼稚園教育要領の改訂により、示された幼稚園教育の基本である「幼児に育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について教諭間で共通理解できる研修を実施し、幼児教育の充実と教諭の資質向上を図ります。</p> <p>経年劣化による修繕等に対応しながら、幼稚園施設の非構造部材の耐震化を計画的に実施し、安心して子どもを預けられる安全な幼稚園環境を整えます。</p>
②	<p><b>■保幼こ中連携の推進■</b></p> <p>保育園、幼稚園、こども園での生活が生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として捉え、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い就学前教育を提供するとともに、保護者や地域社会と連携して、家庭の教育力向上を図ります。</p> <p>また、保育士・幼稚園教諭の資質向上により就学前教育の充実と質の高い幼児教育の提供を図るとともに、小中学校との連携による円滑な接続(保幼こ中連携)を図ります。</p>
③	<p><b>■特別支援教育の充実■</b></p> <p>発達障害をはじめ、障がいのある子どもへの早期対応を行うことで、児童生徒のその後の集団生活への適応力を高め、生き生きと学校生活を送ることができるよう支援します。また、子どもの個性が受容される環境をつくり、集団への不適応や不登校状態の防止を図ります。</p> <p>このため、教育支援委員会の活性化、赤磐市就学相談や通級指導教室の充実等、早期からの教育相談体制の確立を図り、ピーチネットあかいわ(赤磐市障害者自立支援協議会)等の関係機関と連携しながら、発達障害も含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた保護者への支援・助言と、幼児・児童・生徒への適切な指導を継続して実施します。</p>

## ④ ■豊かな心の育成とふれあいのある教育の推進■

育ちの連続性を意識した保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校間の連携や、家庭・地域の人材を活用した連携等により、体験活動を通じた子どもの豊かな心の育成のため、地域住民の参画を経て実施する、放課後子ども教室、土曜日教育支援教室、地域未来塾、学校支援ボランティア活動を基盤とした地域学校協働活動等を推進します。

また、「基本的人権の尊重」の精神が正しく身につくよう、社会教育、学校教育、家庭教育において「命の教育」の充実を図ります。さらに、人間尊重の理念の原点に立った地域社会の実現に向け、あらゆる差別や偏見を「しない・させない・ゆるさない」人権教育の充実を図ります。

## ⑤ ■食育の推進■

学校は、一日の多くの時間を過ごすところであり、給食時間は楽しく食べることやマナーを学ぶことのできる大切な食育の場です。家庭や栄養委員等と連携を図りながら、望ましい食習慣が定着するよう食育に取り組めます。また、農業に携わる人達と協力して、地元産の食材や郷土料理等を活用した学校給食を提供することにより農産物の学習につなげたり、生産等に携わる人々の苦労を理解し、食への感謝の気持ちを育めるよう食育を推進します。

## 私たちができること

<市民>

- ・家庭において、「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。
- ・地域に住む子どもたちへの声かけを積極的に行い、地域の良さを伝え、子どもたちの話を聞く場を設定する。
- ・学校園の行事や支援ボランティア等に積極的に参加する。
- ・家庭においても食育に取り組む。

<地域(企業・各種団体等)>

- ・家庭・地域・学校において、お互いが気持ちの良いあいさつ・言葉かけを行う。
- ・お互いのつながりを深め、子どもの話題を気軽に出すことができるような地域づくりに努める。

## 主な担当課・関係する課

- |          |         |             |
|----------|---------|-------------|
| ・教育総務課   | ・学校教育課  | ・社会教育課      |
| ・スポーツ振興課 | ・中央公民館  | ・中央学校給食センター |
| ・健康増進課   | ・子育て支援課 |             |

## 主要な事業

- |               |               |             |
|---------------|---------------|-------------|
| ・教育研究費        | ・学校教育経費       | ・学校施設耐震補強事業 |
| ・生徒指導総合実践事業   | ・学校施設改修事業     | ・電算管理運営事業   |
| ・外国語指導助手配置事業  | ・地域学校協働活動推進事業 | ・青少年健全育成事業  |
| ・放課後子ども教室推進事業 | ・家庭教育事業       | ・資料館運営事業    |
| ・地域未来塾推進事業    | ・生涯スポーツ推進事業   | ・団体育成事業     |

## 関連する市の計画

- ・赤磐市教育振興基本計画
- ・赤磐市学力向上実践事業
- ・赤磐市生徒指導総合実践事業
- ・赤磐市人権教育・啓発推進計画
- ・赤磐市スポーツ推進計画
- ・赤磐市健康増進計画
- ・赤磐市子ども・子育て支援事業計画

## 重点戦略Ⅲ

多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

## 戦略プログラム

移住・定住が進むまち創出プログラム

## 概要

近年、赤磐市では人口減少が進んでおり、このまま放置すれば、地域経済活力の減退やコミュニティの衰退等による市民生活の活力の低下を招き、このことが更なる人口流出を引き起こすことにより赤磐市の存続可能性はより深刻なものとなります。

このため、赤磐市を『暮らしの場』、『働く場』、『生活を楽しむ場』、『子育てをする場』として、豊かな暮らしをおくることのできる魅力的なまちにしていき、赤磐市に住んでいない人には『住んでみたい』と思われ、赤磐市で生活している市民には『住み続けたい』と思われる、『選ばれるまち赤磐市』の実現を目指します。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

## 空き家情報バンク成約物件数(累計)

32件(平成27年度～平成30年度)⇒40件(令和2年度～令和6年度)

## 転入者数

1,300人/年(平成30年転入者数 1,356人)

(総務省公表の住民基本台帳人口移動報告による)

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

## ① ■赤磐市の魅力発信の推進■

移住を検討している人に赤磐市を知ってもらい、移住先の候補として興味を持ってもらうために、豊かな自然と穏やかな気候風土、大規模災害の被災リスクが少ない環境に加えて、働く場もあり、適度な田舎暮らしと都市的な利便性のある暮らしの両方を選択できる赤磐市の魅力を広く伝えるため、シティプロモーション活動や移住相談会等、様々な機会を捉えて積極的な情報発信を図ります。また、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を広げていくために、赤磐市と多様な形で関わる人(関係人口)を増やします。

## ② ■移住・定住を支援する体制の充実■

移住希望者の相談にワンストップで対応する「移住コンシェルジュ」を中心に、移住者と地域住民のネットワーク形成を支援し、移住希望者のフォロー体制の充実を図ります。また、移住後に安心して住み続けるために必要な住まい、雇用、教育、医療、生活利便施設等の情報や、移住費用軽減につながる各種助成制度等、移住者にとって必要な情報を移住ポータルサイトで発信します。

また、移住後に気軽に相談できるよう、移住者同士のネットワークの構築支援を行い、赤磐市で安心して暮らすことができる体制づくりを推進します。

## ③ ■移住費用軽減施策の充実■

移住者の費用負担の軽減を図るため、空き家改修費補助金や新婚世帯家賃補助金等の助成制度の利用促進を行います。

また、空き家情報バンク制度については、空き家改修費補助金や空家仲介手数料補助金等の周知を行い、空家の利活用による移住の促進を図ります。

移住を検討している人が手軽に赤磐市暮らしを体験できる「おためし住宅」について、利用者のニーズに沿った環境整備を行い、移住・定住の促進につなげます。

④	<b>■移住・定住がかなう働く場の確保■</b>
<p>新たな企業の立地や市内企業の活性化の推進、企業への採用枠拡大の働きかけにより、地元雇用の確保を図るほか、多様な働き方のできる雇用環境を整備することで、移住者が経済的に安心して生活が送れ、定住がかなうまちの形成を図ります。</p> <p>就農希望者に対しては、住居や農地の確保、施設や農機具等の経営資産の導入、生産技術の習得等を総合的に支援するとともに、農業経営の発展段階に応じたきめ細やかな支援を行い、農業経営により定住できる環境づくりを進めます。</p>	
⑤	<b>■魅力的な中心市街地の形成■</b>
<p>都市計画マスタープランおよび策定を進めている立地適正化計画(※7)に基づき、岡山市や山陽インターチェンジに近い河本・岩田地区周辺に、交通結節点を含む新たな都市拠点を整備し、賑わいと活力のある魅力的な中心市街地の形成を図ります。利便性が高く快適に過ごせる居住環境を創出することで、移住希望者に選ばれる赤磐市の実現を目指します。</p> <p>また、歩道整備により、快適で安全な歩行空間の創出を図るとともに、狭あい道路の整備や交通渋滞の解消を図り、中心市街地の回遊性と一体感が醸成された快適に生活できる環境を整えることにより、定住が図れるまちの形成を目指します。</p>	
⑥	<b>■移住希望者の大型住宅団地への受け入れ促進■</b>
<p>市内の大型住宅団地は、岡山市へのアクセス環境も良好であることから、このような立地の優位性と移住希望者を多く受入れることのできるキャパシティを活かした大型住宅団地への移住促進を図ります。</p> <p>大型住宅団地において、市民活動実践モデル事業や若者がまちづくりに関わる取組を実施することで、住民同士が助け合い、支えあうことのできるコミュニティづくりを推進し、高齢者の見守りや子育て支援を地域ぐるみで行う環境を醸成することで、移住後も安心して暮らすことができる居住環境の形成を図ります。</p>	

### 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

①	<b>■障がい者福祉の充実■</b>
<p>赤磐市障害者自立支援協議会やハローワーク等の関係機関との連携により、地域で支えあうネットワークを形成することで、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生きがいを持って社会活動に参加し、障がい者の希望や能力に応じた一般就労が進む社会(共生社会)の実現を図ります。</p> <p>また、相談支援をはじめとした支援体制や障がい者の暮らしの場等を整備することで、障がい者が住み慣れた地域において、可能な範囲で自立しながら、安心して暮らすことができる社会を目指します。</p>	
②	<b>■災害に強い地域づくり■</b>
<p>「自助・共助」の意識を市民に醸成していくため、「防災講話・寸劇」の出前講座を実施し、地域の防災リーダーである防災士の育成を進め、自主防災組織の結成を促します。そして、自主防災組織の活動が活発になるよう助言を行い、防災訓練等で必要な資機材の購入については補助を行います。また、自主防災マップづくり等による自主防災力の充実強化を図り、災害時には自助・共助による迅速な避難行動等の災害応急対応が行える、防災意識の高い地域の形成を目指します。</p>	
③	<b>■防災体制の強化■</b>
<p>火災や地震等の災害から市民の生活を守るため、消防施設等の更なる機能の充実や各種訓練等により、消防隊員の知識・技術の向上を図り、救急・火災・救助・災害医療体制・消防連携体制・各種機関連携体制等、迅速かつ適切な応急救護活動ができる体制の強化を図ります。</p> <p>消防団は、減少傾向にありますが、地域の防災体制における中核的存在として、地域防災力向上に極めて大きな役割を果たすため、若年層、女性等の入団を促します。また、消防団組織の活性化と処遇改善に取り組み、消防活動を充実・強化させて、地域に密着した消防団組織の構築を図ります。さらに、消防団活動への参加には職場の理解と協力が必要であることから、消防団活動に理解のある事業者に対して、「消防団協力事業所の認定」を行うことで、消防団員の活動がスムーズにできる環境を整え、より一層の消防団の充実強化を図ります。</p> <p>その他、砂川等の未改修河川の改修、急傾斜地等の防止整備等を促進するほか、県と連携して特別警戒区域の基礎調査を実施し、市民が安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを推進します。</p>	

※7 立地適正化計画…都市全体を見渡した市町村マスタープランの一部となる計画で、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導を行い、人口減少、少子高齢化社会においても持続可能なまちづくりを進めるための計画

## ④ ■生活の安全確保対策■

生活の安全に関する交通安全・防犯対策・消費生活の各事業については、引き続き出前講座などの啓発活動を積極的に開催し、安全で安心なまちづくりを推進します。

啓発活動の実施内容は、より効果的なものとなるよう研究していきます。消費生活センターの更なるPRに努め、消費者被害の救済を図ります。交通安全施設は、区・町内会との調整及び警察署と連携を取りながら整備していきます。自主防犯団体連絡会も継続して開催し、防犯情報の共有や防犯パトロールへの協力など関係強化を図ります。同様に、区・町内会などが整備する防犯カメラ・防犯灯の設置への支援(補助)を行い、犯罪のないまちづくりの推進を図ります。

住宅用火災警報器の設置率向上、消火器の設置率向上を推進し、住宅火災の発生抑制や就寝時の逃げ遅れによる死傷者の減少を図ります。

## ⑤ ■快適な生活環境の保全推進■

環境と経済の両立を図りつつ、水質、大気、土壌等の環境保全、豊かな自然や優れた景観の保全と活用、身近な生活環境の快適性の向上、循環型社会の形成等により、将来にわたって豊かに生活できる地域の構築を目指します。

このため、リサイクルプラザをごみ減量、リサイクル、リユース推進の拠点として位置付け、より多くの市民が来場できるような企画、運営を行います。更なる資源ごみのリサイクル化の促進のため、抽選会等を通じて、リユースする活動を推進します。リサイクルフェアの充実、広報活動を通じて、市民のエコ意識を醸成し、循環型社会の構築を推進します。また、入札会等の参加条件を見直し、これまで以上の歳入の増加を目指します。

水道管網の維持管理や老朽管の更新を適切に進めるとともに、計画的かつ効果的な污水处理施設の整備を進め、安心して使用できる上下水道の確保を図ります。

大気・水質及び騒音に係る問題に対して、定期的な水質検査や騒音測定等を実施します。また、光化学オキシダント、PM2.5については、市民に対して適切で迅速な発令等を実施します。

## 私たちができること

## &lt;市民&gt;

- ・当事者意識を持って、定住しやすいまちづくりに取り組む。
- ・まだ使えそうな物は捨てずにリユース(再使用)する。
- ・日頃から避難場所、援護必要者、避難経路等を確認し、災害に備える。
- ・住宅用火災警報器を設置する。
- ・交通安全、防災意識等、安全安心への高い意識を持つ。

## &lt;地域(企業・各種団体等)&gt;

- ・地域全体で移住者の受け入れ意識の醸成を図る。
- ・地域コミュニティの機能を発揮して地域で支えあうことにより、定住しやすい環境を創る。
- ・地域で避難訓練等に取り組み、防災意識を向上させる。
- ・地域は、自主防災組織を結成し、活動する。
- ・消防団協力事業所に登録する。
- ・事業者は、市と災害協定を締結する。
- ・事業者は、消費者に安全安心な商品を届ける。

## 主な担当課・関係する課

- ・秘書広報課
- ・政策推進課
- ・くらし安全課
- ・協働推進課
- ・社会福祉課
- ・環境課
- ・建設課
- ・地域整備推進室
- ・上下水道課
- ・消防総務課
- ・予防課
- ・警防課

## 主要な事業

- ・シティプロモーション事業
- ・公聴広報事業
- ・移住・定住促進事業
- ・移住・定住施設管理事業
- ・移住・定住相談事業
- ・結婚支援事業
- ・防災事業
- ・地域整備推進事業
- ・障害者支援事業
- ・消防団関係事業
- ・各地区消防施設整備費
- ・道路改良事業
- ・道路維持管理事業
- ・交通安全対策事業
- ・消費生活推進事業
- ・廃棄物減量化対策事業

## 関連する市の計画

- ・新市建設計画
- ・赤磐市空家等対策計画
- ・耐震化改修促進計画
- ・山陽団地等活性化対策基本構想
- ・赤磐市都市計画マスタープラン
- ・赤磐市まちづくり推進プラン
- ・赤磐市地域防災計画
- ・赤磐市障害者計画・赤磐市障害福祉計画・赤磐市障害児福祉計画
- ・赤磐市国土強靱化地域計画(仮称)(※8)

※8 国土強靱化計画…大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や農業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画

## 重点戦略Ⅲ

多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

## 戦略プログラム

支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム

## 概要

年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わりなく、すべての市民がかけがえのない存在として尊重される人権尊重・男女共同参画社会を実現することで、地域に住む人が元気に生きがいを持って暮らし、その個性と能力が発揮されている豊かな社会を目指します。

また、人と人とのつながりが大切にされ、地域住民、事業者、団体等多様な主体と行政がしっかりと手を携え、協働により地域を支えている社会の実現を目指します。

このため、『補完性の原則』を基本として、個人ができることは個人で、個人でできないことは地域で、地域でできないことは行政が担う、市民が主体の自立したまちづくりの推進を図ります。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

市民活動実践モデル事業(累計) 25団体(毎年5団体)

地域支えあいのための取組を行う新たな組織(累計) 5組織(毎年1組織)

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

## ① ■市民が主体のまちづくりの推進■

市民活動と行政が両輪となり、市の活性化を図ります。市は、市民がボランティア活動や市民活動に参加できるよう、ホームページやSNSを活用した情報発信を行います。市職員も市民活動と双方向で事業ができるよう、交渉力や調整力の向上に努めます。市民活動実践モデル事業の取組を経て、地域活動団体の新たな組織がつくられていく流れを作ります。若者からの意見は今後も聴取していき、行政に反映していきます。また、若者自らも事業に参画し、まちづくりが思い描ける環境をつくります。

## ② ■支えあいによる地域のつながり(再掲)■

家庭を築いた若者が、その地域で安心して住み続けられるよう、行政と地域住民等との協働により、様々な世代との交流ができる地域コミュニティの活性化を促進します。また、地域の住民同士が支えあい・助け合うことができる地域の形成や若者がまちづくりに参画できるような取組を推進します。

住民同士の支えあいや助け合いだけでは対処できないような問題に対しては、しっかりと行政が支援する体制を整えます。

## ③ ■公共交通機関の整備・確保と利用促進■

公共交通機関は、自家用車等を利用できない市民にとって重要な移動手段であることから、維持・充実を図る必要があります。市内のバス路線については、利用者のニーズに合った運行形態の選択、利便性の向上に努め、利用が少ない路線は、利用促進を図るとともに運行形態の見直しを行い、地域の公共交通機関の確保を図ります。

また、自家用車と公共交通機関が役割を分担してバランスの良い共存が可能となるよう、将来を見据えた公共交通体系の再構築や、高齢ドライバーが安心して免許を返納できる環境を作り、自宅から目的地までの自家用車に替わるものの在り方等について、地域と行政が一緒になって検討を進めます。

## 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① ■人権尊重社会の形成■

インターネットの普及により、過去の差別事象が継承していたり、新たな差別を生じさせる可能性があるため、情報リテラシー向上運動を推進していきます。人権学習出前講座や夏休みじんけん学習講座を広く周知・浸透させ、参加者が更に増えるよう工夫と改善を加えます。

人権に関する意識調査の結果で関心が高かった人権課題に関する講座・研修の実施や市民の認知度が低かった事業の周知及び見直しや、パブリックコメントを参考にしながら、「第3次赤磐市人権教育・啓発推進計画」を策定し、計画に基づいた事業を実施します。

## ② ■男女共同参画社会の形成■

性別に関わりなく、すべての人が個性や能力を活かしながら社会のあらゆる分野の活動に参画できるとして、自分らしく豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

また、男女共同参画の意識を広げるために、様々な機会をとらえ啓発を行います。地域活動等における女性の参画を推進するほか、家事・育児・介護等、性別による固定的な役割分担意識の解消や子育てと仕事の両立を可能にするワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた普及啓発活動を推進し、男女がお互いの個性や能力を認め合い、支えあう職場、家庭、地域の環境づくりを図ります。男女共同参画の理解や育児休業、介護休業に対する理解を深めることを目的として、参加者が思いを共有できるような参加型ワークショップ等を開催します。

重大な人権侵害であるDVを根絶するため、市民の意識を高めるDV予防啓発活動を推進するとともに、関係機関や団体等との連携強化を進め、DV被害者の相談・支援体制の充実・強化を図ります。

## ③ ■安心して利用できる道路等の整備■

道路や橋梁は住民の日常生活に必要不可欠であり、また経済活動を推進するための基盤でもあります。そのため、安心して利用できるよう安全性を高め、老朽化が進む道路や橋梁の調査・点検による現状把握並びに修繕計画の策定を行い、適切な維持管理を行うとともに、計画的な修繕工事や改修工事を行います。

また、市民生活に密着した生活道路網の整備を行う際は、交通安全施設の整備等の高齢者や障がい者及び子どもたちに配慮した安全な道路の整備を計画的に推進します。

その他、市内の交差点の慢性的な交通渋滞緩和のため、計画的な道路整備を推進します。

## 私たちができること

## &lt;市民&gt;

- ・身近なところから人権について考え、人権について正しい知識を身につけて日常生活に活かす。
- ・男女共同参画についての意識を持ち、家庭・地域・職場等で実現させていく。
- ・「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識を持ち、地域活動や市民活動に積極的に参加する。

## &lt;地域(企業・各種団体等)&gt;

- ・事業者や団体は、主体性を持って積極的に市政、地域活動に参画する。

## 主な担当課・関係する課

- ・協働推進課
- ・学校教育課
- ・社会教育課
- ・政策推進課
- ・建設課

## 主要な事業

- ・協働のまちづくり推進事業
- ・生活交通対策事業
- ・市民バス運行事業
- ・広域路線バス運行事業
- ・人権啓発事業
- ・人権教育推進事業
- ・男女共同参画推進事業

## 関連する市の計画

- ・赤磐市人権教育・啓発推進計画
- ・赤磐市男女共同参画基本計画
- ・赤磐市協働のまちづくり指針アクションプログラム
- ・赤磐市地域公共交通網形成計画
- ・赤磐市教育振興基本計画
- ・DV防止基本計画



## 重点戦略Ⅲ

多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

## 戦略プログラム

高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラム

## 概要

高齢者は、豊富な経験と知識を活かして就労や社会貢献を行い、アクティブシニアとして地域を支えることが期待されています。

このため、働く意欲を持った高齢者が地域で活躍できるように就労支援を進めるほか、高齢者が地域の支え手となれるよう、地域活動に参画できる体制を整備することで、孤立の防止、幸福度の向上等による高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、その豊富な知識、熟練した技術・技能が若い世代に継承される地域の形成を目指します。

また、高齢者が健康時から終末期まで継続的にケアを受けながら安心して老後を過ごしていけるよう、包括的ケア体制の整備を促進します。その際、地域において生きがいを持てるような「学び」や「運動」の機会の確保を図り、学習活動、社会参加や健康支援、医療・介護サービス等の高齢者向けサービスが提供される取組を推進し、高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域の形成を目指します。

## 1 目標指標(5年間(令和6年度末)の目標)

シルバー人材センター会員数	381人(平成30年度)⇒430人(令和6年度)
---------------	--------------------------

特定健診実施率(法定報告値)	28.5%(平成29年度)⇒33%(令和5年度)
----------------	--------------------------

要支援や要介護を必要としない高齢者の割合	83.4%(平成30年度)⇒85%(令和6年度)
----------------------	--------------------------

認知症サポーター養成数(累計)	
-----------------	--

	3,040人(平成27年度～平成30年度)⇒4,800人(令和2年度～令和6年度)
--	---

## 2 重点施策(戦略プログラムの中で、より重点的に取り組む施策)

## ① ■高齢者の就労支援と社会参加への支援■

シルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者の就労機会の拡大を図り、働く意欲を持った高齢者がその能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進します。

また、老人クラブ等の関係機関と連携し、子育て支援や文化活動等の社会貢献や世代間交流が行える活動への高齢者の参加を促進し、高齢者がアクティブシニアとして社会の中で役割を持ち、地域を支える世代として生きがいを持って健やかに暮らせる地域の形成を図ります。

加えて、高齢者が多様なボランティア活動に取り組むことができるよう、社会福祉協議会等関係機関と連携し、取組を進めるとともに、活動の場を広げます。

## ② ■生涯を通して健やかに暮らせる生活の質の向上推進■

高齢者が健康を維持し、できるだけ医療・介護を必要としない生活が送れるよう、健康教育や健康相談、各種検診等の健康増進事業を通じた疾病予防、生活習慣の改善に関する知識の普及・啓発に努めます。

また、疾病リスクの高い人には、保健師による健康教室や個別訪問により生活習慣の改善を促し、疾病の防止・早期発見・早期治療に努めます。

健康増進計画に基づき、高齢者のみならず、ライフステージごとの課題に応じた取組を進めることで、「自分の健康は自分で守る」という健康に対する意識の向上を図り、高齢者になっても健康で質の高い生活を送ることができる環境を創出します。

「いきいき百歳体操」の普及啓発や継続支援を続けるとともに、60～70代にも介護予防の大切さを理解し、地域のリーダーとして活躍してもらえるように様々な機会をとらえて周知を図ります。

## ③ ■地域での支えあい■

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、企業や関係機関と連携して、認知症や一人暮らし等の高齢者の見守りを行う「赤磐市地域見守りネットワーク(あかいわ見守りネット)」や移動販売車による買い物支援を活用した見守りを行います。

社会福祉協議会やシルバー人材センター等と協力して、支援を必要とする高齢者等の生活支援の担い手として活躍できる環境を整えます。

また、高齢者自身が「介護予防」の必要性を理解し、健康寿命を延ばす活動に取り組めるよう支え、様々な年代が交流できるような場づくりを行い、世代間交流をしながら、地域で支えあう体制を整えます。

また、地域包括支援センターを中心に地域ケアを担う関係機関が連携を深め、地域の保健・医療・福祉・介護等の様々なサービスをコーディネートすることで、一体的・総合的に高齢者の生活を支えることのできる地域包括ケア体制の充実を図ります。

高齢者の閉じこもりを予防し、地域の人々と関わりを持ち続けることで介護の重度化を防ぐことを目的として、地域の集いの交流拠点まで付添を行う、「通所付添サポート事業」に取り組みます。

認知症については、講演会や認知症予防教室、認知症カフェを開催して、認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症になっても前向きに暮らせる地域づくりを目指すと共に、認知症の人々の居場所づくりも行います。

## ④ ■地域医療体制の整備■

高齢者をはじめ、地域に住む市民すべてが適切な医療を受けることができるよう、赤磐医師会や関係医療機関、市民と協力しながら地域医療体制の充実を図ります。

また、地域医療の拠点である熊山診療所、佐伯北診療所及び是里診療所や、訪問看護ステーションの運営を含め、地域が抱える医療体制の課題や改善方法について検討を進めていきます。

## ⑤ ■救急医療体制の充実強化■

傷病者受入れ検討会、救急症例検討会等により救急に関する問題点を検討することで顔の見える関係づくりを継続し、救急隊と医療機関との連携をさらに強化します。また赤磐市内だけではなく、他地域との連携も強化し、救急受入体制の充実を図ります。

救急医療体制の理解を深めてもらうことに加えて、赤磐医師会、関係機関・団体、近隣市町村等と連携を図り、各関係機関が患者に対するACP(※9)の理解を深めてもらい、救急車の適正利用も踏まえて、すべての救急患者、重篤患者が迅速に適切な治療を受けることができるよう、広域的な救急医療体制の更なる充実を図ります。

各種研修会への参加による救急隊員の資質・技術向上を図るほか、指導救命士を中心とした組織内での研修等により、救急救命士の更なる資質・技術の向上を図ります。また、救命率の向上を目指して、より高度な救命処置を行うことができる救急隊員を育成するとともに、救命処置ができる市民の養成を促進し、救命の連鎖がスムーズに行うことができる体制を構築します。

救急件数が増加している状況に歯止めをかけるため、真に必要とする人が救急車を利用できるよう、救急車の適正利用に関する普及・啓発を推進します。

※9 ACP(Advance Care Planningの略)…自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組

### 3 推進施策(戦略プログラムの中で、維持・伸長・拡充を図っていく施策)

#### ① ■生涯学習の推進■

地域に根ざした学習や市民ニーズに応えた魅力ある公民館主催講座の充実を図り、公民館グループの育成と活性化を実施します。また、市民に身近な施設として、学習効果が高まるよう地域リーダーやボランティアの養成や確保に努め、市民間で学習の輪が広まるよう取り組みます。また、中高生ボランティアの公民館事業や行政の事業への活動の場を確保し、積極的な参画を引き続き促進し、地域の活性化に繋がります。

読書推進活動においては、図書館資料の充実、図書館主催講座の実施、学校図書館支援、子どもの読書活動推進、お出かけ図書館事業などを実施することで、市民に対して、幅広く様々な分野への興味を湧かせ、読書意欲を増進させて、より一層読書に親しみやすい環境づくりを推進します。

#### ② ■生涯スポーツの推進■

高齢者をはじめ、市民のだれもが、いつでも、どこでも、だれとでも、生涯にわたって自由にスポーツやレクリエーションに親しみ、日常生活を健康に過ごせるよう、地域スポーツクラブの活性化や指導者の資質向上を図ります。

体育施設については、利用者ニーズの把握に努め、市内各地域における既存施設のさらなる有効活用を図るとともに、各施設の機能分担を考慮しながら計画的に整備をしていきます。

スポーツへの関心を高めるため、「する」、「見る」、「支える」を三本柱にあらゆるライフステージに合わせたスポーツへの関わりを創出するとともに、地域、学校、スポーツ団体等と連携した身体活動の継続を啓発します。

#### 私たちができること

##### <市民>

- ・高齢者は、社会の担い手として、自身の知識や経験を生かして積極的に地域貢献やボランティア活動に参加する。
- ・「自分の健康は自分で守る」という意識を持つことで、高齢者になっても健康で質の高い生活を送る。
- ・疾病の早期発見・早期治療のために積極的に健康診査等を受診する。
- ・救急医療のコンビニ受診や救急車をタクシー代わりに使うなどの不適正な利用はしない。

##### <地域(企業・各種団体等)>

- ・事業者は、検診や健康相談の体制を整え、従業員の健康管理を積極的に支援する。

#### 主な担当課・関係する課

- ・社会福祉課
- ・健康増進課
- ・介護保険課
- ・社会教育課
- ・スポーツ振興課
- ・中央公民館
- ・中央図書館
- ・警防課

#### 主要な事業

- ・買い物支援・見守り事業
- ・健康増進事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・図書推進活動事業
- ・団体育成事業
- ・地域医療ミーティング事業
- ・地域包括ケアシステム構築促進事業
- ・公民館学習活動推進事業
- ・生涯スポーツ推進事業

#### 関連する市の計画

- ・赤磐市健康増進計画
- ・赤磐市高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・救命士教育計画
- ・赤磐市教育振興基本計画
- ・赤磐市スポーツ推進計画

## 第5部

---

# 重点戦略の実効力ある 施策の推進のために

# 第1章 基本計画の進め方

重点戦略Ⅰ～Ⅲの推進に当たっては、以下の視点に立って、実効力のある施策を展開していきます。

## 第1節 情報公開・情報提供・情報共有化

透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、広報紙・ホームページ・SNS等の広報媒体を通じ、的確でわかりやすい情報提供に努めるとともに、公聴機能の充実に努めます。

また、市政情報の積極的な発信を行うことで、市民と行政が情報を共有し、相互理解を深めながら市民の市政への理解、参画、協力が得られるよう努めます。

## 第2節 市財政の健全化

市民とともにまちを経営し、市の発展を支える足腰の強い財政基盤を築くため、行財政改革の指針である大綱を策定し、財政の健全化を進めます。

予算の編成においては、選択と集中による重点化した配分方式等、新たな制度の検討及び導入を進めます。

また、事務事業の整理については、PDCAサイクルによる点検・見直しを継続するとともに、民間活力の積極的な活用、所得制限の導入や受益者負担の適正化に努めます。

## 第3節 行政組織の強化

赤磐市人材育成計画等に基づき、研修の実施や国・県その他の団体との人事交流等を推進することで職員の意識改革と人材育成に取り組み、市民と信頼しあえる組織づくりに努めます。

また、定員管理計画等に基づいて効率的な組織体制の構築や事務事業の見直しを行い、計画的な定員管理と職員の適正配置を図ります。

## 第4節 公共施設等の有効活用と適正化

次世代に負担を回さないよう、長期的な視点で計画的に公共施設等の見直しを行い、地域等の状況に応じた適正規模での施設運営を行う、公共施設マネジメントを推進します。

また、市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、公民連携によるまちづくりや民間活力導入を積極的に行うことで、地域の状況に応じた施設の利活用を展開し、地域の施設を拠点にした多機能なサービスの提供を図ります。

## 第5節 土地利用構想

土地は、生活や経済活動の基盤であり、地域の個性や魅力を生み出す源泉にもなる、将来へ引き継ぐべき限りのある貴重な資源です。

赤磐市の土地利用においては、まちに賑わいと活力をもたらす都市的機能と市民に安全・安心と潤いのある生活を提供する緑ある豊かな定住環境の両方が偏りなく適切に配置されることが求められていることから、次の視点に留意しながら適切な土地利用を進めます。

## 土地利用の方針

- ◇ 赤磐市が持続可能な方法で将来にわたり発展していくため、生活サービスを向上するための社会基盤づくりという要素を併せ持つ土地利用を、長期的な視点に立って戦略的に進めていきます。
- ◇ 地域交流・地域支えあいの拠点となるような地域を複数形成し、市内のどこに住んでいても安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境を創造していきます。
- ◇ 土地の利用に当たっては、市全体の振興に資する方針との整合性を図りながら、自然環境、産業、文化・歴史等の各地域の強みを活かすことで、多様な個性が発揮された魅力的なまちの形成が図られるよう、規制の見直しも含めた計画的で適切な開発を誘導しつつ、無秩序な開発や拡散は抑止していきます。

## 第6節 まちづくり構想

それぞれの地域の課題・資源に応じたまちづくりを進めながらも、市全体が発展するための観点を持って、地域間の連携や機能の補完によってバランスの取れたまちづくりを目指すことが必要です。

そうすることで、各地域の活力が地域間の新たな交流を生みだし、赤磐市全体の活性化につながることを目指します。

また、活力ある地域の形成を進めていくためには、行政が施策を推進するということだけではなく、市民自らが住む地域のことを考え、決定し、多様な主体と協働して行動する住民自治によるまちづくりが必要不可欠です。

今後のまちづくりにおいては、市民の参画により地域の強みを伸ばしていくことでより地域の活力と魅力を高め、このことが市民の地域への関心と愛着につながり、さらに市民によるまちづくり活動への参画が進むことを目指します。

以下の方針は、こうした観点に立って、地域に根差したまちづくりを進めるに当たっての視点を共有し、今後の地域における自主・自立したまちづくりを推進するために示すものです。

### 1 まちづくりの方針

- ◇ 既に人口や都市的機能の集積がある程度進んでいる複数の地域に、居住機能、商業施設、公共交通結節点等の生活利便機能や医療、介護、福祉、教育等の生活サービス機能をコンパクトに集約化し、地域における拠点を形成します。
- ◇ 拠点となる各地域を公共交通網で結ぶことで、住民が自家用車に過度に頼ることなく医療・福祉施設や商業施設等にアクセスすることを可能にし、日常生活に必要なサービスが身近に存在する多機能型の環境を形成することで、拠点となる各地域に住み替えによる居住の誘導や移住・定住の促進を図り、利用圏人口の確保を通じた地域の経済活力の維持、向上を図っていきます。
- ◇ 地域・市内にあるものは地域・市内で充足させ、ないものは近隣市町との連携により充足させることを基本に、拠点となる各地域が自らの地域の強みを活かして自立しつつ、不足する都市的機能やサービスは他の地域とのネットワークにより補完しあうことで、住民が住み慣れた地域で快適に住み続けられるまちの形成を目指します。
- ◇ 拠点となる地域の周辺部には、日常生活に身近な生活利便機能、医療・福祉等のサービス機能や公共交通網が整備されていない地域もあるため、地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより、拠点となる地域から各種生活関連サービスを提供できるネットワークを構築します。
- ◇ 以上のように、多機能型の小さな拠点が互いに多世代交流による有機的連携を深めることで、各地域が主役になり地域の共存共栄を図る「多極ネットワーク型の拠点都市構造」を長期的に形成していくことを目指します。
- ◇ 都市的機能の集約に当たっては、市街地や都市的機能集約地の居住者だけが恩恵を享受する一極集中型ではなく、中山間地域やその他の地域を含めた市域全体の効用に資するまちの形成を進めていきます。
- ◇ また、まちづくりの推進に当たっては、森林、緑地、水辺等、豊かな自然環境や魅力ある景観・農村風景を保全し、うるおいと安らぎのある景観形成を図りつつ、自然環境や地域の歴史・文化資源等を総合的に利活用して、観光振興等による交流機会の拡大を進め、人と自然が共生する地域の形成を目指します。
- ◇ 以上のようなまちの形成は、多面的な施策を総合的に行う必要があり、また短期間で実現するものではありません。そのため、長期的な視点の下で社会経済状況の変動を注視しながら、持続可能性を持って規制の見直し等も含めた段階的で現実的な取組を進めていきます。

## 2 まちづくりの進め方

### (1) 区域化(ゾーニング)

- ◇ 赤磐市は広い市域を有することから、各々の地域性に応じた区域を設定し、強みを活かした効果的なまちづくりを進めていきます。
- ◇ 市内の各地域は当然まちとしてのつながりを持っていることから、区域は明確に境界線で区切るものではなく、将来的な広がりも視野に入れて、たがいに連続し、重なり合うものと捉えます。

#### 都市活性化ゾーン

- ◇ 赤磐市全体のけん引役を担う拠点地域として、すべての市民や来訪者が、商業、文化芸術、教育、保健、医療、福祉、広域行政等の多様かつ高水準な都市的サービスを楽しむことができるまちづくりを進めます。
- ◇ 居住機能、商業施設、公共交通結節点等の生活利便機能や医療、介護、福祉、教育等の生活サービス機能、赤磐市全体の活性化に重点を置いた複合的な都市機能を生活環境面に配慮して適切な配置でコンパクトに集積し、人と都市と自然が調和した快適な都市空間の形成を図ります。
- ◇ 市内の各地域との補完・連携機能や近隣市町との広域連携を強化することで、活力ある経済・生活圏を形成していきます。

#### (施策展開の方向性)

- ・ 交通インフラを活かした適切な土地利用誘導（区域区分の見直し、用途の指定等）や企業ニーズを踏まえた誘致活動等による民間投資の喚起と都市基盤の整備
- ・ 職住が近接したコンパクトな都市拠点の形成
- ・ インフラ整備による市街化の促進
- ・ 道路整備等による交通渋滞の解消や快適で安全な歩行空間の創出
- ・ 市街化区域の回遊性と一体感の醸成
- ・ 市街化区域内の未利用地の宅地化促進
- ・ 住宅・商業・工業用地の混在解消による良好な都市環境の形成
- ・ 必要なインフラの計画的な維持管理・更新によるトータルコストの縮減・平準化
- ・ 地域間連携、広域連携による生活利便機能や生活サービス機能の機能分担・補完関係の強化

#### まちなか居住促進ゾーン

- ◇ 大型住宅団地や市街化区域及びその周辺の宅地等の住環境、キャパシティを活かして、移住・定住、住み替えによる受入れを促進します。
- ◇ まちなか居住の推進により人口集積・人口密度の伸長を図り、生活利便機能や生活サービス機能等、利用圏人口の規模に誘引される高次の都市機能を立地し、利便性の向上や交流空間の創出による良好な住環境を形成します。
- ◇ 安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境の形成を創造し、移住・定住希望者、特に若者世代の赤磐市への誘引を図ります。

#### (施策展開の方向性)

- ・ 住宅地の基盤整備
- ・ 若者と高齢者の住み替え促進、大型住宅団地の再編推進
- ・ 高齢者の地域包括ケア体制の構築
- ・ 子育て支援のための拠点形成
- ・ 買い物弱者への支援等、生活支援サービス体制の充実
- ・ 空家の利活用
- ・ 地域間連携、広域連携による生活利便機能や生活サービス機能の機能分担・補完関係の強化

## 産業・流通促進ゾーン

- ◇ 地域において良質で安定した雇用の確保を図るため、交通環境の良さなどの利便性を活かして企業拠点の整備・強化による商工業の振興を進め、若者の地域への定着、Uターンによる地域への就業を促進します。

### (施策展開の方向性)

- ・ 産業用地需要が高く事業性が見込まれる地域への新たな産業機能の立地促進
- ・ 地域の活性化、既存産業との相乗効果、新たな産業の創出が期待できる企業の計画的な誘致
- ・ 交流・連携機会の拡大による地域イノベーションの促進や新たな産業・文化の創出

## 地域活性化ゾーン

- ◇ 地域における拠点として、地域全体が自立した生活圏を維持できるよう、中心部に居住機能、商業施設等の生活利便機能、保健・医療・福祉等の生活サービス機能、その他公共公益機能等、一定の都市的機能や日常生活に必要な機能の維持・集積を図ることで地域交流・地域支えあいの拠点形成を促進し、地域の活性化を図ります。
- ◇ 中心部の周辺地域には、日常生活に身近な生活利便機能、生活サービス機能が不足している地域もあるため、地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより周辺地域に各種生活サービス機能を提供できる体制を構築し、将来にわたって住み慣れた地域で生活し続けられるまちづくりを進めます。

### (施策展開の方向性)

- ・ 商業施設、保健・医療・福祉サービス機能等、都市的機能の適正な誘導・集積による利便性の向上
- ・ 交通基盤、公共交通ネットワークの維持・確保
- ・ 医療体制の維持・充実、救急医療体制の充実
- ・ 地域包括ケア体制等、地域福祉体制の構築
- ・ 人的ネットワーク等による周辺集落の生活サービス機能の確保
- ・ 地域コミュニティの維持・強化
- ・ コミュニティビジネスの支援
- ・ 観光振興や農業振興等による都市と農山村地域の交流・地域活性化、就業機会の創出
- ・ 既存分譲宅地や空家等の活用による滞在・移住・定住受入環境整備
- ・ 公共施設等の利活用、機能集約による複合化、再編

## (2) ネットワーク化

- ◇ 道路交通網の整備、公共交通ネットワークの充実やICT利活用環境の充実による地域間の連携・補完基盤を構築し、人の交流、物・情報の流通、サービスの相互利用の拡大・促進を図ります。
- ◇ 地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより、様々なサービスネットワークを構築し、人と人のつながりにより地域で支え合えることのできる社会の実現を目指します。

## 広域連携軸

- ◇ 山陽自動車道及び美作岡山道路を広域連携軸と位置付けます。
- ◇ 広域連携軸を京阪神や中国・四国地方とを結ぶ広域的な交通ネットワークとして活用するため、商業、農業、工業、観光業等、各種の広域連携強化を踏まえたインターチェンジ周辺の利活用を促進し、人の交流拡大や物流・サービスの活性化を図ります。



## 地域連携軸

- ◇ 国道484号や374号、県道岡山吉井線や岡山赤穂線等の主要地方道、県道可真上山陽線や町苅田熊山線等の一般県道を地域連携軸と位置付けます。
- ◇ 地域連携軸の活用により、産業や観光等を通じた市内の主要地域・近隣市町との人や物、情報の交流促進のほか、公共施設やスポーツ施設を始めとする地域資源の相互利用を促進し、地域におけるサービスの提供機能を確保します。

## 公共交通

- ◇ 自家用車の利用が困難な人を始め、より多くの市民が便利で利用しやすい公共交通体系を構築することにより公共交通機関の利用促進を図り、自家用車に過度に依存しないまちの形成を進めます。
- ◇ 公共交通結節点の徒歩・自転車圏内に経済交流や文化交流の機会が得られる場を形成することにより、公共交通機関の潜在的利用需要の掘り起こしと事業者による公共交通網の維持・充実を図ります。
- ◇ 自動車排出ガスによる環境負荷の低減と、利便性を目的とした各地域のネットワーク化促進の両面に配慮した交通政策の推進を図るため、将来を見据えた公共交通体系の再構築に向けた検討を進めます。

## 人的ネットワーク

- ◇ 市民一人ひとりが「私たちのまちは、私たちの手で」という郷土愛と住民自治の意識を持って、知識、経験、技術等を活かして社会に参画し、事業者や行政等と力を合わせて協働により地域の課題解決に向けた取組を行うことができる社会の形成を図ります。

## 第7節 地方創生の取組

### 1 第1期における地方創生の取組

平成26年度(2014年度)に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、5か年の目標として、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つを基本目標として、取組を進めてきました。

国のこうした枠組を踏まえて、赤磐市においても「赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「子育てするならあかいわ市」を目標にした取組が行われてきました。

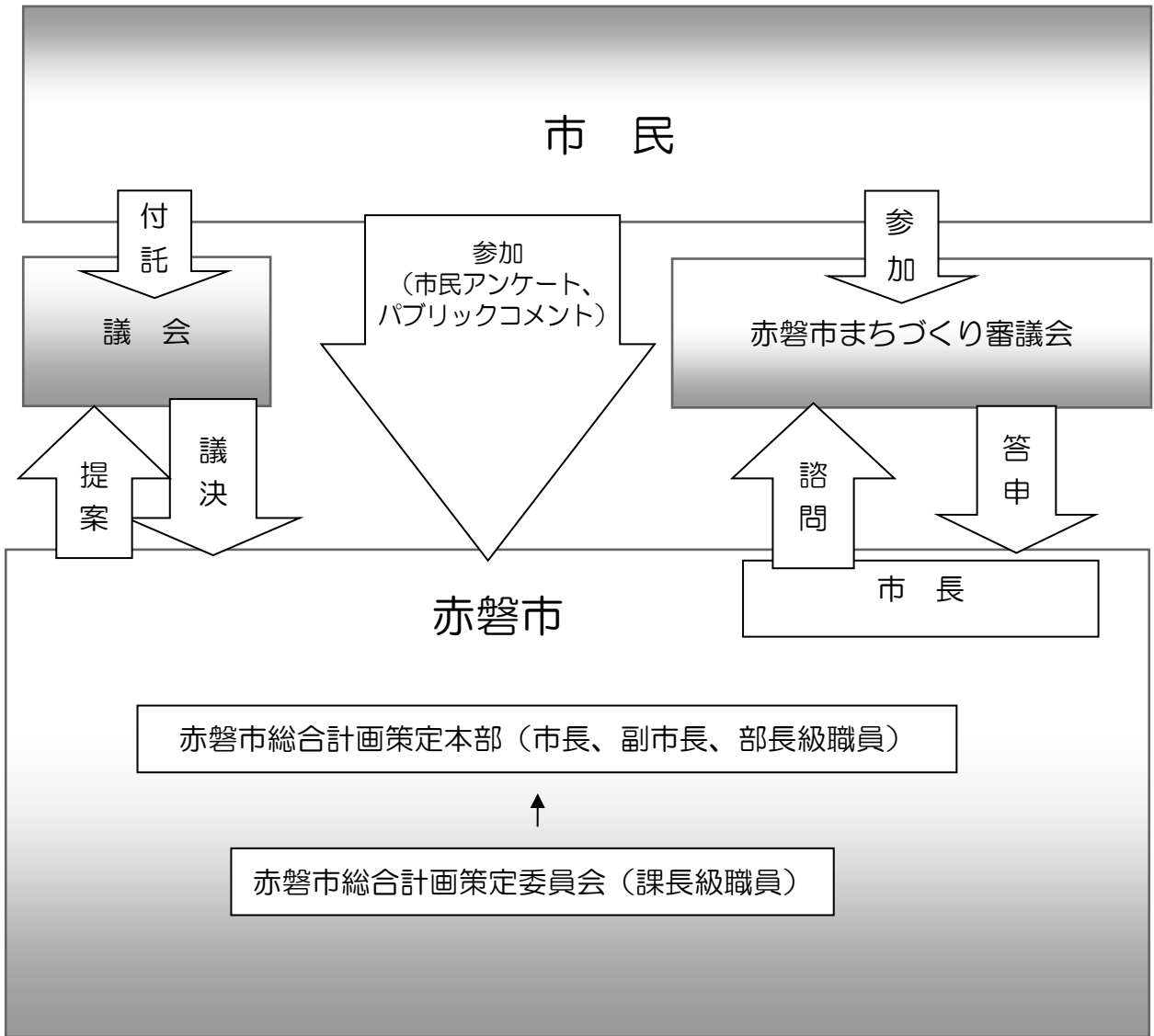
### 2 第2期での地方創生の取組

第1期が令和元年度(2019年度)で最終年となり、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を令和2年度(2020年度)以降にも継続し、次のステップに向けて歩みを確かなものにしていくために、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。第2期においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、「地方へのひと・資金の流れを強化する」「新しい時代の流れを力にする」「人材を育て活かす」「民間とも協働する」「誰もが活躍できる地域社会をつくる」「地域経営の視点で取り組む」という新たな視点が加わり、施策が進められることから、第2次赤磐市総合計画においても、このような視点を取り入れて事業を実施していきます。

# 資料編

---

## 第2次赤磐市総合計画（一部改訂）の策定体制



## 第2次赤磐市総合計画（一部改訂）の策定経過

---

令和元年5月31日	第1回赤磐市総合計画策定本部会議
令和元年7月17日	赤磐市議会総務文教常任委員会
令和元年7月19日	第2回赤磐市総合計画策定本部会議
令和元年7月29日	第1回赤磐市まちづくり審議会
令和元年8月21日	第3回赤磐市総合計画策定本部会議
令和元年8月27日	第2回赤磐市まちづくり審議会
令和元年9月13日	赤磐市議会産業建設常任委員会
令和元年9月17日	赤磐市議会総務文教常任委員会
令和元年9月18日	赤磐市議会厚生常任委員会
令和元年9月20日	パブリックコメント実施（10月4日まで）
令和元年10月25日	第4回赤磐市総合計画策定本部会議
令和元年10月31日	第3回赤磐市まちづくり審議会
令和元年11月1日	第5回赤磐市総合計画策定本部会議
令和元年11月7日	赤磐市議会産業建設常任委員会
令和元年11月11日	赤磐市議会総務文教常任委員会
令和元年11月18日	赤磐市議会厚生常任委員会
令和元年11月26日	第2次赤磐市総合計画一部改訂（案）を令和元年12月第5回赤磐市議会議定例会に議案上程
令和元年12月18日	議案可決、第2次赤磐市総合計画一部改訂決定

## 赤磐市総合計画策定庁内組織設置要綱

平成17年8月12日訓令第54号  
 改正 平成17年9月1日訓令第58号  
 平成18年3月31日訓令第6号  
 平成19年3月30日訓令第25号  
 平成20年7月2日訓令第15号  
 平成21年7月22日訓令第9号  
 平成23年4月1日訓令第6号  
 平成24年4月1日訓令第15号  
 平成26年3月24日訓令第6号  
 平成27年6月26日訓令第8号  
 平成27年9月30日訓令第11号  
 平成30年3月26日訓令第6号  
 平成31年3月18日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画を策定するに際し、その円滑な策定の推進を図るための庁内組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 総合計画策定のための庁内組織は、赤磐市総合計画策定本部（以下「本部」という。）、赤磐市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）及び赤磐市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）で組織する。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は、政策監、総合政策部長、総務部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、教育次長、赤坂支所長、熊山支所長、吉井支所長、消防長及び参与をもって充てる。

3 本部長は、本部会議を招集し、会務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 赤磐市総合計画の策定に関すること。

(2) 委員会から提出された策定案について必要な調査及び検討を行う。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は政策推進課長を、副委員長は秘書広報課長、総務課長及び財政課長を、委員はくらし安全課長、管財課長、税務課長、市民課長、協働推進課長、環境課長、社会福祉課長、子育て支援課長、健康増進課長、介護保険課長、農林課長、商工観光課長、地域整備推進室長、建設課長、上下水道課長、会計課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ振興課長及び消防総務課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 赤磐市総合計画の策定に関すること。
  - (2) プロジェクトチームから提出された策定案について必要な調査及び検討を行い、委員会内の合意形成を図ったうえ、その結果を本部へ報告する。

(プロジェクトチーム)

第5条 プロジェクトチームは、市長が指名する者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームは、総合計画を策定するうえでの必要な事項について調査及び検討を行い、チーム内の合意形成を図ったうえ、策定案を作成し委員会へ報告する。

(事務局)

第6条 庁内組織に関する庶務を処理するため、総合政策部政策推進課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、庁内組織の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 赤磐市まちづくり審議会条例

平成17年3月7日条例第31号

改正 平成18年12月26日条例第91号

平成24年3月22日条例第2号

平成25年12月24日条例第39号

(設置)

第1条 魅力ある地域づくりを目指し、豊かな自然や恵まれた生活環境を生かしたまちづくりを推進するため、赤磐市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、赤磐市総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 市長は、特別の事情があると認められた場合は、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 赤磐市まちづくり審議会委員名簿

分野	所属機関・団体等	職名	氏名
学識経験者	岡山商科大学大学院	教授	佐藤 豊信
地域代表	赤磐市自治連合会	会長	金谷 将弘
市民活動	協働のまちづくり事業検討委員会	委員	立石 和美
都市形成	岡山県建築士会 東備支部 支部	支部長	安田 年一
安全・安心	赤磐市少年婦人防火委員会 婦人防火クラブ	代表	是松 操
保健・医療	赤磐市地域医療ミーティング 推進協議会	会長	中西 伸彦
子育て	赤磐子どもNPOセンター	事務局長	国正 恵美子
福祉	赤磐市社会福祉協議会	会長	山田 秀士
産業振興	岡山県産業振興財団	顧問	青井 賢平
	赤磐商工会	会長	金谷 征正
	赤磐市農業経営者クラブ協議会	会長	塚本 護
教育・文化・学習	元赤磐市教育委員会教育長		花田 文甫
行政分野	元岡山県副知事		島津 義昭



## 諮問書

赤 政 第 8 9 号  
令和元年7月29日

赤磐市まちづくり審議会会長 殿

赤磐市長 友實 武則

第2次赤磐市総合計画（後期基本計画）について（諮問）

「第2次赤磐市総合計画（後期基本計画）」を策定したいので、赤磐市まちづくり審議会条例（平成17年3月7日条例第31号）第2条の規定により諮問します。

## 答申書

令和元年10月31日

赤磐市長 友實 武則 様

赤磐市まちづくり審議会  
会長 佐藤 豊信

第2次赤磐市総合計画一部改訂について（答申）

令和元年7月29日付け、赤政第89号で諮問のこのことについては、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、後期基本計画等の改訂を含めた、別紙「第2次赤磐市総合計画一部改訂（案）」のとおり答申します。

なお、この総合計画の実施に当たっては、本審議会の審議経過を十分踏まえた推進が図られるよう、意見として申し添えます。



## 第 2 次 赤 磐 市 総 合 計 画

---

平成28年3月 発行  
令和 2 年 3 月 一部改訂  
編 集 ・ 発 行 赤 磐 市

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344  
URL : <http://www.city.akaiwa.lg.jp/>